# 「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-建設分野の基準について-」の一部改正について

令和4年8月30日

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-建設分野の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

# 赤字が修正部分

				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
通し 番号	該当ページ(改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P.3	目次 第3	第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保及び適合 1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係 る基準 1. 概要 2. 建設分野において特定技能所属機関に求める基準	第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保及び適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準等 1. 建設分野において1号特定技能外国人と特定技能雇用契約を締結しようとする特定技能所属機関に求める基準 2. 建設分野において2号特定技能外国人と特定技能雇用契約を締結しようとする特定技能所属機関に求める基準
2	P.3	目次 第4	<ul><li>第4 建設特定技能受入計画の認定</li><li>1. 概要</li><li>2. 建設特定技能受入計画の認定</li><li>(1)建設特定技能受入計画の認定要件及び記載事項</li><li>(2)提出書類</li></ul>	第4 建設特定技能受入計画の認定 1. 概要 2. 建設特定技能受入計画の認定 (1)建設特定技能受入計画の認定要件及び記載事項 (2)提出書類

			(2) #811 #	(O) h=± #
			(3)提出先	(3)申請先
			3. 建設特定技能受入計画の変更	3. 建設特定技能受入計画の変更
			4. 建設特定技能受入計画の認定の取消し	4. 建設特定技能受入計画の認定の取消し
3	P.3	目次	第5 特定技能外国人受入事業実施法人の登録	第5 特定技能外国人受入事業実施法人の登録 <mark>等</mark>
		第5	1. 概要	1. 概要
			2. 特定技能外国人受入事業実施法人の登録	2. 特定技能外国人受入事業実施法人の登録
			(1)登録要件	(1)登録要件
			(2)提出書類	(2)提出書類
			(3)提出先	(3)申請先
			3. 登録に係る申請書記載事項の変更	3. 登録に係る申請書記載事項の変更
			4. 法人の登録及び取消しに係る公表	4. 法人の登録及び取消しに係る公表
4	P.5	第1 特定技能外国	(新設)	〇 また、分野別運用要領に記載するとおり、当該業務に
		人が従事する業務		従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に
		○3つ目		付随的に従事することは差し支えありません。
5	P.5	○4 つ目	○ 本要領別表6-1に記載された業務区分において特定	○ 本要領別表6-1に記載された業務区分において特
			技能外国人が従事できる業務内容及び主に想定される	定技能外国人が従事できる業務内容及び主に想定さ
			関連業務は別表6-2~別表6-19のとおりですが、専ら	れる関連業務は別表6-2~別表6-7のとおりです
			関連業務のみに従事することは認められません。	が、専ら関連業務のみに従事することは認められませ
				$h_{\circ}$
6	P.5	○5 つ目	○ なお、別表6-2~別表6-19に記載された関連業務	(削除)
			以外でも、建設分野の業務に従事する日本人が通常従	
			事することとなる関連業務(除草・除雪などの建設工事に	
			は該当しない業務)に付随的に従事することもあり得るもの	
			です。	
7	P.5	○5 つ目	(新設)	○ 土木区分:「指導者の指示・監督を受けながら、土木
				施設の新設、改築、維持、修繕に係る作業等」
				「土木施設」とは、一般に、土地に定着する工作物の
				うち建築物以外のものを広く含む概念であると解されて
	1	1	I	

				おり、道路、公園、河川堤防、港湾施設、空港滑走路
				等がその代表的なものです。
8	P.5	○6 つ目	(新設)	○ 建築区分:「指導者の指示・監督を受けながら、建築
				物の新築、増築、改築若しくは移転又は修繕若しくは模
				様替に係る作業等」
				「建築物」は、一般に、土地に定着する工作物のう
				ち、屋根及び柱又は壁を有するものをいいま す。
9	P.5	○7 つ目	(新設)	○ ライフライン・設備区分:「指導者の指示・監督を受け
				ながら、電気通信、ガス、水道、電気その他のライフライ
				ン・設備の整備・設置、変更又は修理に係る作業等」
				本業務で行う作業は、電気通信、ガス、水道、電気
				等をネットワークとして整備、変更又は修理等行う作業
				と、それらを住宅等のいわゆる付帯設備として設置・接
				続等行う作業の、異なる2種類の作業で大きく構成され
				ますが、どちらの作業も行うこともできます。
10	P.6	○8つ目	○ 建設分野で特定技能外国人を受け入れることとなる事	○ 建設分野で特定技能外国人を受け入れることとなる
			業者(以下「特定技能所属機関」という。)となるための基	事業者(以下「特定技能所属機関」という。)となるための
			準については、後述の「第3 特定技能雇用契約の適正	基準については、後述の「第3 特定技能雇用契約の適正
			な履行の確保及び適合1号特定技能外国人支援計画	な履行の確保及び適合1号特定技能外国人支援計画の
			の適正な実施の確保に係る基準」及び「第4 建設特定	適正な実施の確保に係る基準等」及び「第4 建設特定技
			技能受入計画の認定」を参照ください。	能受入計画の認定」を参照ください。
11	P.6	【留意事項】	○ 建設工事に該当しない除染等の業務に従事させること	○ 建設工事に該当しない除染等の業務に従事させること
		○1 つ目	を主な目的としている場合は、建設業への従事を目的と	を主な目的としている場合は、建設業への従事を目的と
			した受入れに該当しないことから、建設分野におけるいず	した受入れに該当しないことから、建設分野におけるい
			れの業務区分にも該当せず、建設分野においては受入	ずれの業務区分にも該当せず、建設分野においては受
			れ対象外となります。なお、特定技能外国人を建設工事	入れ対象外となります。なお、特定技能外国人を建設
			に該当しない除染等の業務に付随的に従事させる場合	工事に該当しない除染等の業務に付随的に従事させる
			の取扱いについては、p20の1号特定技能外国人に対す	場合の取扱いについては、p25の1号特定技能外国人

			る事前説明について(告示様式第1 3(1)②、様式第	に対する事前説明について(告示様式第1別紙2の2、
			2)の項の記載を参照してください。	様式第2)の項の記載を参照してください。
12	P.7	第2 特定技能外国	3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する	3 特定産業分野において求められる人材の基準に関す
		人が有すべき技能水	事項	る事項
		準	建設分野において特定技能の在留資格で受け入れる	建設分野において特定技能の在留資格で受け入れる
		【関係規定】	外国人は、以下に定める試験に合格した者(2号特定技	外国人は、以下に定める試験に合格した者(2号特定技
		分野別運用方針(抜	能外国人については、実務経験の要件も満たす者)とす	能外国人については、実務経験の要件も満たす者)とす
		粋)	<b>ే</b> .	<b>ే</b> .
			また、特定技能1号の在留資格については、建設分野	また、特定技能1号の在留資格については、建設分野
			に関する第2号技能実習を修了した者は、必要な技能水	に関する第2号技能実習を修了した者は、必要な技能
			準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱	水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り
			う。	扱う。
			(1)1号特定技能外国人	(1)1号特定技能外国人
			ア 技能水準(試験区分)	ア 技能水準(試験区分)
			別表1a. 試験区分(3(1)ア関係)の欄に掲げる	別表1a. 試験区分(3(1)ア関係)の欄に掲げる
			試験	試験
			イ 日本語能力水準	イ 日本語能力水準
			「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力	(ア)「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日
			試験(N4以上)」	本語能力試験(N4以上)」
				(イ)そのほか、「日本語教育の参照枠」のA2相当
				以上の水準と認められるもの
13	P.9	○4つ目	〇 2号特定技能外国人については、試験合格に加え	〇 2号特定技能外国人については、試験合格に加え
			て、「建設現場において複数の建設技能者を指導しな	て、「建設現場において複数の建設技能者を指導し
			がら作業に従事し、工程を管理する者(班長)としての	ながら作業に従事し、工程を管理する者(班長)とし
			実務経験」も必要です。これは、業務区分ごとにそれ	ての実務経験」も必要です。
			ぞれ対応する建設キャリアアップシステムに係る能力	
			評価基準のレベル3相当の「就業日数(職長+班	
			長)」とし、対応する能力評価基準のない業務区分に	

			ついては、「就業日数(職長+班長)が3年(勤務日数645日)以上であること」とします。2号特定技能外国人の業務区分に対応する建設キャリアアップシステムの能力評価基準のある職種及び各職種に必要な就業日数については、国土交通省のホームページをご確認ください。 ※国土交通省ホームページ https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000118.html	
14	P.9	○5 つ目	(新設)	○ 業務区分に対応する建設キャリアアップシステムの 能力評価基準のある職種に係る能力評価基準のレ ベル3相当の「就業日数(職長+班長)」を必要な実 務経験とし、対応する能力評価基準が無い場合につ いては、「就業日数(職長+班長)が3年(勤務日数 645日)以上であること」を必要な実務経験とします。
15	P.9	○6つ目	(新設)	○ 2号特定技能外国人の業務区分に対応する建設 キャリアアップシステムの能力評価基準のある職種 及び各職種に必要な就業日数については、国土交 通省のホームページをご確認ください。 ※国土交通省ホームページ https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensets ugyo/tochi_fudousan_kensetsugyo_tk3_000001_ 00003.html
16	P.10	【確認対象の書類】 <特定技能 2 号> ○2つ目	○ 建設現場において複数の建設技能者を指導しながら 作業に従事し、工程を管理する者(班長)としての実務経 験を有することを証する書類(分野参考様式第6-2号)	○ 建設現場において複数の建設技能者を指導しながら 作業に従事し、工程を管理する者(班長)としての実務 経験を有することを証する書類(分野参考様式第6-3 号)
17	P.10	○3つ目	〇 ただし、2号特定技能外国人の業務区分に対応する建	○ ただし、2号特定技能外国人の業務区分に対応する

	1	T		
			設キャリアアップシステムの能力評価基準のある職種に	建設キャリアアップシステムの能力評価基準のある職種
			おける能力評価でレベル3を取得している場合には、「能	における能力評価でレベル3を取得している場合には、
			力評価(レベル判定)結果通知書」の写しを提出すれば、	「能力評価(レベル判定)結果通知書」の写しを提出す
			上記の実務経験を有することを証する書類(分野参考様	れば、上記の実務経験を有することを証する書類(分野
			式第6- <mark>2</mark> 号)は不要。	参考様式第6-3号)は不要。
18	P.10	【留意事項】	○ そのため、上記の実務経験を有することを証する書類	〇 そのため、上記の実務経験を有することを証する書類
		<特定技能2号>	(分野参考様式第6-2)の作成・提出に当たってはあら	(分野参考様式第6一3)の作成・提出に当たってはあら
		○2つ目	トレイン かじめ建設キャリアアップシステムに登録しておく必要が	かじめ建設キャリアアップシステムに登録しておく必要が
			あります。	あります。
19	P.10	○3つ目	(新設)	〇 建設キャリアアップシステムに蓄積されていない就業
				日数及び就業履歴数の証明方法については、分野参
				考様式第6ー3号別紙の経歴証明書により確認します。
				また、経歴証明書については誓約欄まで正確に記入す
				ることが必要です。
20	P.10	○4 つ目	(新設)	○ 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方
				針の一部変更について」(令和4年8月30日閣議決定)
				における経過措置の旧試験欄に掲げる試験の業務区
				分と、建設分野に係る技能実習2号移行対象職種に対
				応する実務経験は下記の表の通りです(令和4年8月3
				0日現在)。ただし、表に記載のない建設キャリアアップ
				システム能力評価基準のある職種及び最新の情報につ
				いては必ず国土交通省ホームページをご確認ください。
		1		I .

				旧試験の業務区 分・職種	技能評価基準	必要な就業日数 (職長+班長)	必要な就業履歴数 (職長+班長)	業務区分
				型枠施工	型枠	1年 (215日) 以上	215以上	土木/建築
				左官	左官	1年(215日)以上	215以上	建築
				コンクリート 圧送	コンクリート 圧送	1年(215日)以上	215以上	土木/建築
				トンネル推進工	トンネル	1年(215日)以上	215以上	土木
				建設機械施工	機械土工	1年 (215日) 以上	215以上	土木
				土工	土工	1年(215日)以上	215以上	土木/建築
				鉄筋施工	鉄筋	3年(645日)以上	645以上	土木/建築
				内 装 仕 上 げ (表装)	内装仕上	3年(645日)以上	645以上	建築
				とび	とび	2年(430日)以上	430以上	土木/建築
				建築大工	建築大工	0.5年(108日)以上	108以上	建築
				配管	配管	1年 (215日) 以上	215以上	ライフライン・設備
				建築板金 保温保冷(熱	建築板金 保温保冷	1年 (215日) 以上 1年 (215日) 以上	215以上 215以上	建築/ライフライン 設備 ライフライン 設備
				絶縁施工)				
				海洋土木工	海上起重	1年 (215日) 以上	215以上	建築
				吹付ウレタン 断熱	ウレタン断熱	1年(215日)以上	215以上	
				屋根ふき(か わらぶき)	左官	1年(215日)以上	215以上	建築
				鉄筋継手	圧接	1年 (215日) 以上	215以上	建築
				電気通信	(未対応)	3年(645日)以上	645以上	ライフライン・設備
				さく井	(未対応)	3年 (645日) 以上	645以上	土木
				冷凍空気調和 機器施工	冷凍空調	1年(215日)以上	215以上	ライフライン・設備
				建具製作	サッシ・カー テンウォール	1年(215日)以上	215以上	建築
				石材施工	エクステリア	1年(215日)以上	215以上	土木/建築
				タイル張り	タイル張り	3年(645日)以上	645以上	建築
				サッシ施工	サッシ・カー テンウォール	1年(215日)以上	215以上	建築
				防水施工	防水施工	1年 (215日) 以上	215以上	土木/建築
				ウェルポイン ト施工	(未対応)	3年(645日)以上	645以上	土木
				築炉	(未対応)	3年 (645日) 以上	645以上	建築
				鉄工	(未対応)	3年(645日)以上	645以上	土木/建築
				塗装	建設塗装	1年 (215日) 以上	215以上	土木/建築
				溶接	基礎ぐい工	1年(215日)以上	215以上	土木/建築/ライフライン・ 設備
21	P.12	第3 特定技能雇用	第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保及び適合	生 なり も		屋田刧約の道	あてか履行	 の確保及び適
۷ ا	1.12							
		契約の適正な履行	1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確	台	门号特定	技能外国人?	支援計画の	適正な実施の
		の確保及び適合1	保に係る基準	確	€保に係る	基準 <mark>等</mark>		
		号特定技能外国人						
		支援計画の適正な						
		実施の確保に係る						
		基準等						

0.0	
22	

# P.12 【関係規定】

告示第2条-第3条

## 告示第2条

建設分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人(以下「1号特定技能外国人」という。)と特定技能雇用契約を締結しようとする本邦の公私の機関(以下「特定技能所属機関」という。)が次のいずれにも該当することとする。

- 1号特定技能外国人の受入れに関する計画(以下「建設特定技能受入計画」という。)について、その内容が適当である旨の国土交通大臣の認定を受けていること。
- 二 前号の認定を受けた建設特定技能受入計画を適正に実施し、国土交通大臣又は第7条に規定する適正就労監理機関により、その旨の確認を受けること。
- 三 前号に規定するほか、国土交通省が行う調査又は 指導に対し、必要な協力を行うこと。

# 第3条

前条第1号の認定を受けようとする者(以下「認定申請者」という。)は、様式第1により建設特定技能受入計画を 作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

- 2 建設特定技能受入計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - 一 認定申請者に関する事項
  - 二 国内人材確保の取組に関する事項
  - 三 1号特定技能外国人の適正な就労環境の確保に関

### 告示第2条

建設分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能 外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第1 3号及び第2項第7号に規定する告示で定める特定技能 雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関(以下「特定 技能所属機関」という。)の基準は、次の各号に掲げる区 分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

- 一 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第3 19号)別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1 号に掲げる活動を行おうとする外国人(以下「1号特 定技能外国人」という。)と特定技能雇用契約を締結 しようとする特定技能所属機関が次のいずれにも該 当すること。
  - イ 1号特定技能外国人の受入れに関する計画(以下「建設特定技能受入計画」という。)について、その内容が適当である旨の国土交通大臣の認定を受けていること。
  - □ イの認定を受けた建設特定技能受入計画を適正に実施し、国土交通大臣又は第7条に規定する適正就労監理機関により、その旨の確認を受けること。
  - ハ □に規定するほか、国土交通省が行う調査又は 指導に対し、必要な協力を行うこと。
- 二 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号に掲げる活動を行おうとする外国人と特定技能雇用契約を締結しようとする特定技能所属機関が次のいずれにも該当すること。
  - イ 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第3条第

#### する事項

- 四 1号特定技能外国人の安全衛生教育及び技能の習得に関する事項
- 3 国土交通大臣は、第1項の規定による認定の申請があった場合において、その建設特定技能受入計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一~八(略)

1項の許可(同条第3項の許可の更新を含む。以下同じ。)を受けていること。

- ロ 建設キャリアアップシステム(一般財団法人建設 業振興基金が提供するサービスであって、当該サ ービスを利用する工事現場における建設工事の施 工に従事する者や建設業を営む者に関する情報 を登録し、又は蓄積し、これらの情報について当該 サービスを利用する者の利用に供するものをいう。 以下同じ。)に登録していること。
- ハ 第10条の登録を受けた法人又は当該法人を構成する建設業者団体に所属し、同条第1号イに規定する行動規範を遵守すること。

## 第3条

前条第1号への認定を受けようとする者(以下「認定申請者」という。)は、様式第1により建設特定技能受入計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

- 2 建設特定技能受入計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - 一 認定申請者に関する事項
  - 二 国内人材確保の取組に関する事項
  - 三 1号特定技能外国人の適正な就労環境の確保に 関する事項
  - 四 1号特定技能外国人の安全衛生教育及び技能の 習得に関する事項
- 3 国土交通大臣は、第1項の規定による認定の申請があった場合において、その建設特定技能受入計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

				—~八(略)
23	P.14	第3 特定技能雇用	(新設)	5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関す
		【関係規定】		る重要事項
		分野別運用方針		(2)建設分野の特性を踏まえて特に講じる措置
		(抜粋)		ア 建設業者団体及び元請企業に対して特に課す
				条件
				① 建設業は多数の専門職種に分かれており、建
				設業者団体も多数に分かれていること等から、
				特定技能外国人の受入れに係る建設業者団体
				は、建設分野における外国人の適正かつ円滑な
				受入れを実現するため、共同して以下の取組を
				実施する団体を設けること。
				・建設分野における特定技能外国人の適正か
				つ円滑な受入れの実現に向けた共同ルール
				の策定及び遵守状況の確認
				・海外の現地機関との調整、試験場所の確保、
				受験者の募集、試験の実施等
				・試験合格者及び試験免除者に対する必要に
				応じた訓練・各種研修の実施等
				・試験合格者及び試験免除者の就職先の斡
				旋·転職支援等
				② 建設現場では、元請企業が現場管理の責任を負
				うことから、特定技能所属機関が下請業者である
				場合、元請企業は、特定技能所属機関が受け入
				れている特定技能外国人の在留・就労の資格及
				び従事の状況(就労場所、従事させる業務の内
				容、従事させる期間)について確認すること。
				イ 特定技能所属機関に対して特に課す条件

建設業では、従事することとなる工事によって建設 技能者の就労場所が変わるため現場ごとの就労管 理が必要となることや、季節や工事受注状況による 仕事の繁閑で報酬が変動するという実態もあり、特に 外国人に対しては適正な就労環境確保への配慮が 必要であることから、以下のとおりとする。 ① 特定技能所属機関は、建設業法(昭和24年 法律第 100 号)第3条の許可を受けているこ یے ② 特定技能所属機関は、国内人材確保の取組 を行っていること。 ③ 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人 に対し、同等の技能を有する日本人が従事す る場合と同等以上の報酬額を安定的に支払 い、技能習熟に応じて昇給を行う契約を締結し ていること。 ④ 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人 に対し、雇用契約を締結するまでの間に、当該 契約に係る重要事項について、当該外国人が 十分に理解することができる言語で書面を交付 して説明すること。 ⑤ 特定技能所属機関は、当該機関及び受け入 れる特定技能外国人を建設キャリアアップシス テムに登録すること。 ⑥ 特定技能所属機関は、外国人の受入れに関 するア(1)の団体(当該団体を構成する建設業 者団体を含む。)に所属すること。

⑦ 特定技能1号の在留資格で受け入れる外国

				人の数と特定活動の在留資格で受け入れる外
				国人(外国人建設就労者)の数の合計が、特
				定技能所属機関の常勤の職員(外国人技能実
				習生、外国人建設就労者、1号特定技能外国
				人を除く。)の総数を超えないこと。
				8 特定技能所属機関は、国土交通省の定める
				ところに従い、1号特定技能外国人に対する報
				酬予定額、安全及び技能の習得計画等を明記
				した「建設特定技能受入計画」の認定を受ける
				こと。
				⑨ 特定技能所属機関は、国土交通省又は国土
				交通省が委託する機関により、⑧において認定
				を受けた計画を適正に履行していることの確認
				を受けること。
				⑩ ⑨のほか、特定技能所属機関は、国土交通
				省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を
				行うこと。
				① そのほか、建設分野での特定技能外国人の
				適正かつ円滑な受入れに必要な事項
24	P.15	1. 建設分野におい	1. 概要	1. 建設分野において1号特定技能外国人と特定技能
		て1号特定技能所属	建設分野の特定技能所属機関は、建設特定技能受	雇用契約を締結しようとする特定技能所属機関に求
		機関に求める基準	入計画の国土交通大臣による認定を受け、当該計画	める基準
			を適正に実施していることについて国土交通省又は適	
			正就労監理機関による確認等を受けることが求めら	
			れます。	
			2. 建設分野において特定技能所属機関に求める基準	
25	P.15	01つ目	(新設)	〇 建設分野の1号特定技能所属機関は、建設特定技
				能受入計画の国土交通大臣による認定を受け、当該計

				画を適正に実施していることについて国土交通省又は適
				正就労監理機関による確認等を受けることが求められま
				す。
26	P.15	○3つ目	○ 建設分野において1号特定技能外国人を受け入れ	○ 建設分野において1号特定技能外国人を受け入れ
			る場合には、国土交通大臣による建設特定技能受入	る場合には、国土交通大臣による建設特定技能受入
			計画の認定を受けなければなりません。国土交通省へ	計画の認定を受けなければなりません。国土交通省
			の建設特定技能受入計画の申請後、当該計画の認	への建設特定技能受入計画の申請後、当該計画の
			定前に、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請	認定前に、地方出入国在留管理局に対する在留諸
			を行うことができますが、地方出入国在留管理局によ	申請を行うことができますが、地方出入国在留管理
			る在留諸申請に係る許可・交付を受けるためには、建	局による在留諸申請に係る許可・交付を受けるために
			設特定技能受入計画の認定証の写しの提出が必要と	は、建設特定技能受入計画の認定証の写しの提出
			なりますのでご注意ください。【告示第2条第1号】	が必要となりますのでご注意ください。【告示第2条第
				1号 <mark>-(</mark> 】
27	P.15	○4 つ目	○ 1号特定技能外国人の特定技能所属機関には、認	○ 1号特定技能外国人の特定技能所属機関には、
			定計画を適正に実施していることについて国土交通省	認定計画を適正に実施していることについて国土交
			又は適正就労監理機関の確認を受けること及び国土	通省又は適正就労監理機関の確認を受けること及び
			交通省が行うその他の調査・指導に協力することが求	国土交通省が行うその他の調査・指導に協力すること
			められ、当該調査・指導に対して協力を行わない場合	が求められ、当該調査・指導に対して協力を行わない
			には、基準に適合しないことから、特定技能外国人の	場合には、基準に適合しないことから、特定技能外国
			受入れはできないこととなります。【告示第2条第2号・	人の受入れはできないこととなります。【告示第2条第
			第3号】	1号ロ・ハ】
28	P.16	○6 つ目	〇 特定技能所属機関が正当な理由なく適正就労監理	〇 特定技能所属機関が正当な理由なく適正就労監
			機関の巡回訪問に対して非協力的な態度を取ること	理機関の巡回訪問に対して非協力的な態度を取るこ
			や適正就労監理機関からの質問に対して不誠実な対	とや適正就労監理機関からの質問に対して不誠実な
			応をとることは、1号特定技能外国人の適正な就労環	対応をとることは、1号特定技能外国人の適正な就労
			境の確保を妨げる行為であり、国土交通大臣による報	環境の確保を妨げる行為であり、国土交通大臣によ
			告の徴収若しくは指導の対象となり、又は特定技能所	る報告の徴収若しくは指導の対象となり、又は特定技
			属機関の基準に適合しないこととなります。【告示第2	能所属機関の基準に適合しないこととなります。【告

			条 <mark>第2号·第3号</mark> 、第6条第1項】	示第2条 <mark>第1号ロ・ハ、</mark> 第6条第1項】
29	P.16	○8つ目	(新設)	○ 1号特定技能外国人が退職した場合は、当該特定
				技能外国人の受入計画は満了したことになります。退
				職した1号特定技能外国人が同じ特定技能所属機
				関で就労を開始したい場合は、新たに当該特定技能
				外国人にかかる計画を申請し、国土交通省の認定を
				受ける必要があります。
30	P.16	○9 つ目	(新設)	〇 建設特定技能受入計画は、就労中又は就労予定
				の1号特定技能外国人が一人もいなくなった場合で
				あっても認定の取消しがなされるまでは継続されてい
				ます。このため、就労中又は就労予定の特定技能外
				国人が一人もいなくなった場合であっても、第2条第1
				号口・ハ及び第3条各号の要件を満たしている必要が
				あります。これらの要件を満たす義務を免除されるた
				めには、認定受入計画の取消申請を行い、国土交通
				省の承認を受けて、認定受入計画を取り消す必要が
				あります。
31	P.16	○10つ目	(新設)	○ 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人を受け
				入れる際、必要に応じた訓練・各種研修の実施等を
				行うことが必要です。特に当該1号特定技能外国人
				が技能実習で従事した職種とは異なる業務に従事さ
				せる等の場合には、労働災害を防止するために、十
				分な訓練や安全衛生教育を含む各種研修等を実施
				する必要があります。
32	P.16	2. 建設分野におい	(新設)	2. 建設分野において2号特定技能外国人と特定技能
		て2号特定技能所属		雇用契約を締結しようとする特定技能所属機関に求
		機関に求める基準		める基準

33	P.16	01つ目	(新設)	○ 2号特定技能外国人の特定技能所属機関には、
				建設業法第3条第1項の許可を受けていること、建設
				キャリアアップシステムに登録していること及び告示第
				10条の登録を受けた法人又は当該法人を構成する
				建設業者団体に所属し、同条第1号イに規定する行
				動規範を遵守することが求められます。【告示第2条
				第2号イ・ロ・ハ】
34	P.17	【確認対象の書類】	○ 建設特定技能受入計画の認定証(告示様式第3)の写	<特定技能1号>
			L	○ 建設特定技能受入計画の認定証(告示様式第3)の
			○ 建設分野における特定技能外国人の受入れに関する	写し
			誓約書(分野参考様式第6—1号)	○ 建設分野における特定技能外国人の受入れに関する
				誓約書(分野参考様式第6—1号)
				<特定技能2号>
				○ 建設分野における特定技能外国人の受入れに関する
				誓約書(分野参考様式第6—1号)
				○ 建設分野における2号特定技能外国人特定技能雇
				用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準に関す
				る誓約書(分野参考様式第6―2号)
				〇 建設業法(昭和 24 法律第 100 号)第3条第 1 項の
				許可を受けていることを証する書類
				〇 特定技能所属機関になろうとする者の建設キャリアア
				ップシステム申請番号又は事業者IDを明らかにする書
				類(登録後に送付されるハガキ又はメールの写し)
35	P.18	第4 建設特定技能	告示第3条	告示第3条
		受入計画の認定	前条第1号の認定を受けようとする者(以下「認定申請	前条第1号イの認定を受けようとする者(以下「認定申
		【関係規定】	者」という。)は、様式第1により建設特定技能受入計画を	請者」という。)は、様式第1により建設特定技能受入計画
		告示第3条-第8条	作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。	を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。
			2 建設特定技能受入計画には、次に掲げる事項を記載し	2 建設特定技能受入計画には、次に掲げる事項を記載

なければならない。

- 一 認定申請者に関する事項
- 二 国内人材確保の取組に関する事項
- 三 1号特定技能外国人の適正な就労環境の確保に関する事項
- 四 1号特定技能外国人の安全衛生教育及び技能の習得に関する事項
- 3 国土交通大臣は、第1項の規定による認定の申請があった場合において、その建設特定技能受入計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
  - 一 認定申請者が次に掲げる要件をいずれも満たしていること。
    - イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の許可を受けていること。
    - ロ 建設キャリアアップシステム(一般財団法人建設 業振興基金が提供するサービスであって、当該サービスを利用する工事現場における建設工事の施工に従事する者や建設業を営む者に関する情報を登録し、又は蓄積し、これらの情報について当該サービスを利用する者の利用に供するものをいう。以下同じ。)に登録していること。
    - ハ 第10条の登録を受けた法人又は当該法人を構成する建設業者団体に所属し、同条第1号イに規定する行動規範を遵守すること。
    - 二 建設特定技能受入計画の申請の日前5年以内 又はその申請の日以後に、建設業法に基づく監督 処分を受けていないこと。

しなければならない。

- 一 認定申請者に関する事項
- 二 国内人材確保の取組に関する事項
- 三 1号特定技能外国人の適正な就労環境の確保に 関する事項
- 四 1号特定技能外国人の安全衛生教育及び技能の習得に関する事項
- 3 国土交通大臣は、第1項の規定による認定の申請があった場合において、その建設特定技能受入計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
  - 一 認定申請者が次に掲げる要件をいずれも満たしていること。
    - イ 建設業法第3条第1項の許可を受けていること。
    - ロ 建設キャリアアップシステムに登録していること。
    - ハ 第10条の登録を受けた法人又は当該法人を構成する建設業者団体に所属し、同条第1号イに規定する行動規範を遵守すること。
    - 二 建設特定技能受入計画の申請の日前5年以内 又はその申請の日以後に、建設業法に基づく監督 処分(同法第29条第1項第5号による処分を除 く。)を受けていないこと。
    - ホ 職員の適切な処遇、適切な労働条件を提示した 労働者の募集その他の国内人材確保の取組を行っていること。
  - 二 1号特定技能外国人に対し、同等の技能を有する 日本人が従事する場合と同等額以上の報酬を安定 的に支払い、技能の習熟に応じて昇給を行うととも

- ホ 職員の適切な処遇、適切な労働条件を提示した 労働者の募集その他の国内人材確保の取組を行っていること。
- 二 1号特定技能外国人に対し、同等の技能を有する日本人が従事する場合と同等額以上の報酬を安定的に支払い、技能習熟に応じて昇給を行うとともに、その旨を特定技能雇用契約に明記していること。
- 三 1号特定技能外国人に対し、特定技能雇用契約を締結するまでの間に、当該契約に係る重要事項について、様式第2により当該外国人が十分に理解することができる言語で説明していること。
- 四 1号特定技能外国人の受入れを開始し、若しくは終了したとき又は1号特定技能外国人が特定技能雇用契約に基づく活動を継続することが困難となったときは、国土交通大臣に報告を行うこと。
- 五 1号特定技能外国人を建設キャリアアップシステム に登録すること。
- 六 1号特定技能外国人が従事する建設工事において、申請者が下請負人である場合には、発注者から 直接当該工事を請け負った建設業者の指導に従うこと。
- 七 1号特定技能外国人の総数と外国人建設就労者 (外国人建設就労者受入事業に関する告示(平成26 年国土交通省告示第822号)第2の2に規定する外 国人建設就労者をいう。以下同じ。)の総数の合計が 常勤の職員(1号特定技能外国人、技能実習生(外 国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保 護に関する法律(平成28年法律第89号)第2条第1

- に、その旨を特定技能雇用契約に明記していること。
- 三 1号特定技能外国人に対し、特定技能雇用契約を締結するまでの間に、当該契約に係る重要事項について、様式第2により当該外国人が十分に理解することができる言語で説明していること。
- 四 1号特定技能外国人の受入れを開始し、若しくは終了したとき又は1号特定技能外国人が特定技能雇用契約に基づく活動を継続することが困難となったときは、国土交通大臣に報告を行うこと。
- 五 1号特定技能外国人を建設キャリアアップシステム に登録すること。
- 六 1号特定技能外国人が従事する建設工事において、申請者が下請負人である場合には、発注者から 直接当該工事を請け負った建設業者の指導に従うこと。
- 七 1号特定技能外国人の総数と外国人建設就労者 (外国人建設就労者受入事業に関する告示(平成2 6年国土交通省告示第822号)第2の2に規定する 外国人建設就労者をいう。以下同じ。)の総数の合 計が常勤の職員(1号特定技能外国人、技能実習 生(外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習 生の保護に関する法律(平成28年法律第89号)第 2条第1項に規定する技能実習生をいう。)及び外国 人建設就労者を含まない。)の総数を超えないこと。
- 八 1号特定技能外国人に対し、受け入れた後において、国土交通大臣が指定する講習又は研修を受講させること。

第4条

項に規定する技能実習生をいう。)及び外国人建設就 労者を含まない。)の総数を超えないこと。

八 1号特定技能外国人に対し、受け入れた後におい せること。

### 第4条

国土交通大臣は、第2条第1号の認定をしたときは、認 定申請者に対し、様式第3による認定証を交付するものと する。

2 国土交通大臣は、第2条第1号の認定を受けた建設特 定技能受入計画(以下「認定受入計画」という。)の適正 な実施を確保するため、建設キャリアアップシステムを運 | 第5条 営する一般財団法人建設業振興基金、第7条に規定す る適正就労監理機関及び第10条の登録を受けた法人 に対し、認定申請者の同意を得て、必要最小限度の範 囲で、前項の認定証に記載された内容を提供することが できる。

## 第5条

特定技能所属機関は、認定受入計画について変更をす るときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。 ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- 2 特定技能所属機関は、前項に定める軽微な変更をした ときは、遅滞なく、その内容を国土交通大臣に届け出な ければならない。
- 3 前2条の規定は、第1項の認定について準用する。 第6条

国土交通大臣は、認定受入計画(前条第1項の規定に よる変更の認定及び同条第2項の規定による変更の届出

国土交通大臣は、第2条第1号への認定をしたとき は、認定申請者に対し、様式第3による認定証を交付 するものとする。

て、国土交通大臣が指定する講習又は研修を受講さ 2 国土交通大臣は、第2条第1号イの認定を受けた建設 特定技能受入計画(以下「認定受入計画」という。)の 適正な実施を確保するため、建設キャリアアップシステ ムを運営する一般財団法人建設業振興基金、第7条に 規定する適正就労監理機関及び第10条の登録を受け た法人に対し、認定申請者の同意を得て、必要最小限 度の範囲で、認定受入計画の内容を提供することがで きる。

特定技能所属機関は、認定受入計画について変更 をするときは、国土交通大臣の認定を受けなければなら ない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- 2 特定技能所属機関は、前項に定める軽微な変更をし たときは、遅滞なく、その内容を国土交通大臣に届け出 なければならない。
- 3 特定技能所属機関は、全ての1号特定技能外国人の 受入れを終了し、新たな特定技能雇用契約の締結を 行わない場合は、国土交通大臣に認定受入計画の認 定の取消しを申請することができる。
- 4 前2条の規定は、第1項の認定について準用する。 第6条

国土交通大臣は、認定受入計画(前条第1項の規定 による変更の認定及び同条第2項の規定による変更の 届出があったときは、その変更後のもの。以下同じ。)の 実施状況を確認し、認定受入計画の適正な実施を確保

	1	1		
			があったときは、その変更後のもの。以下同じ。)の実施状	するために必要があると認めるときは、特定技能所属機
			況を確認し、認定受入計画の適正な実施を確保するため	関に対し、報告を求め、又は指導をすることができる。
			に必要があると認めるときは、特定技能所属機関に対し、	2 国土交通大臣は、1号特定技能外国人の適正な就労
			報告を求め、又は指導をすることができる。	環境を確保するため、次条に規定する適正就労監理機
			2 国土交通大臣は、1号特定技能外国人の適正な就労	関に対して、認定受入計画の実施状況の確認その他必
			環境を確保するため、次条に規定する適正就労監理機	要な情報の収集並びに特定技能所属機関及び1号特
			関に対して、認定受入計画の実施状況の確認その他必	定技能外国人に対する指導及び助言を行わせることが
			要な情報の収集並びに特定技能所属機関及び1号特定	できる。
			技能外国人に対する指導及び助言を行わせることができ	第7条(略)
			<b>ర</b> ం	第8条
			第7条(略)	国土交通大臣は、次のいずれかに該当するときは、建
			第8条	設特定技能受入計画の認定を取り消すことができる。
			国土交通大臣は、次のいずれかに該当するときは、建設	一 認定受入計画が第3条第3項各号のいずれかに適
			特定技能受入計画の認定を取り消すことができる。	合しなくなったと認めるとき。
			一 認定受入計画が第3条第3項各号のいずれかに適	二 認定受入計画が適正に実施されていないとき。
			合しなくなったと認めるとき。	三 不正の手段により第2条第1号イ又は第5条第1項
			二 認定受入計画が適正に実施されていないとき。	の認定を受けたとき。
			三 不正の手段により第2条第1号又は第5条第1項の	四 第6条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の
			認定を受けたとき。	報告をしたとき。
			四 第6条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の	五 特定技能所属機関から第5条第3項の規定に基づ
			報告をしたとき。	く申請があったとき。
36	P.20	1. 概要	告示第2条第1号の認定を受けようとする者は、告示	告示第2条第1号イの認定を受けようとする者は、告
			様式第1により建設特定技能受入計画を作成し、国土	示様式第1により建設特定技能受入計画を作成し関係
			交通大臣に提出する必要があります。	法令に適合した添付書類とともに、国土交通大臣に提
			国土交通省への建設特定技能受入計画の申請後、	出する必要があります。
			当該計画の認定前に、地方出入国在留管理局に対する	国土交通省への建設特定技能受入計画の申請後、
			在留諸申請を行うことができますが、地方出入国在留管	当該計画の認定前に、地方出入国在留管理局に対す
1	I			1

理局による在留諸申請に係る許可・交付を受けるために

る在留諸申請を行うことができますが、地方出入国在

			は、建設特定技能受入計画の認定証の写しの提出が必	留管理局による在留諸申請に係る
			要となりますのでご注意ください。	ためには、建設特定技能受入計画
				出が必要となりますのでご注意くだる
37	P.20	2. 建設特定技能受	建設特定技能受入計画(以下「計画」という。)は、試	建設特定技能受入計画(以下「
		入計画の認定	験を経て雇用する場合、技能実習修了者を雇用する場	験を経て雇用する場合、技能実習
		(1)建設特定技能受	合(技能実習先でそのまま継続して雇用する場合及び技	場合(技能実習先でそのまま継続
		入計画の認定要件	能実習先以外の企業で雇用する場合いずれも含む)、	び技能実習先以外の企業で雇用
		及び記載事項	既に日本で就労中の特定技能外国人の転職者を雇用	む)、既に日本で就労中の特定技能
			する場合など、新たに特定技能雇用契約を結ぶ場合に	雇用する場合(一 <mark>度退職した特</mark> 定
			は必ず国土交通大臣の認定が必要です。	時と同じ特定技能所属機関が再履
			計画は、低賃金や社会保険未加入といった処遇で労	など、新たに特定技能雇用契約を
			働者を雇用する等の劣悪な労働環境が確認される企業	土交通大臣の認定が必要です。
			の建設市場への参入を認めず公正な競争環境を維持	計画は、低賃金や社会保険未加
			すること、他産業・他国と比して有為な外国人材を確保	働者を雇用する等の劣悪な労働3
			すること、雇用者・被雇用者双方が納得できる処遇により	業の建設市場への参入を認めずる
			建設業における外国人技能者の失踪・不法就労を防止	持すること、他産業・他国と比して
			すること、特定技能所属機関における受注環境の変化	保すること、雇用者・被雇用者双力
			が起こった場合でも建設業界として特定技能外国人の	より建設業における外国人技能者
			雇用機会を確保すること等、特定技能外国人を受け入	防止すること、特定技能所属機関
			れるにあたって建設業界として必要であると認められる事	変化が起こった場合でも建設業界
			項について、国土交通大臣による認定及びその実施状	人の雇用機会を確保すること等、特

計画の認定及び記載事項に係る留意事項は、以下の とおりです。また、計画の認定後、認定証に記載された 内容について、必要最小限の範囲で、建設キャリアアッ プシステムを運営する一般財団法人建設業振興基金、

況の継続的な確認により担保しようとするものです。した

がって、計画の遵守は、国のみならず、業界の共通利益

に沓するものです。

る許可・交付を受ける 画の認定証の写しの提 ごさい。

「計画」という。)は、試 習修了者を雇用する 続して雇用する場合及 用する場合いずれも含 能外国人の転職者を 定技能外国人を退職 雇用する場合を含む) を結ぶ場合には必ず国

加入といった処遇で労 力環境が確認される企 <sup>\*</sup>公正な競争環境を維 有為な外国人材を確 方が納得できる処遇に 者の失踪・不法就労を 関における受注環境の 界として特定技能外国 特定技能外国人を受 け入れるにあたって建設業界として必要であると認めら れる事項について、国土交通大臣による認定及びその 実施状況の継続的な確認により担保しようとするもので す。したがって、計画の遵守は、国のみならず、業界の 共通利益に資するものです。

計画の認定及び記載事項に係る留意事項は、以下 のとおりです。また、計画の認定後、認定受入計画の内

		適正就労監理機関及び特定技能外国人受入事業実施	容について、必要最小限の範囲で、建設キャリアアップ
			システムを運営する一般財団法人建設業振興基金、
		747 (1-1417/COS )	適正就労監理機関及び特定技能外国人受入事業実
			施法人に提供しますので、あらかじめご了解ください。
D 22			
Γ.ΖΖ			○1号特定技能外国人の処遇について(告示様式第1 <mark>別</mark>
		(1)((6)(7))	紙1の3(5)(6)、告示様式第1別紙2の1)
	条第3項第2号~		
	第7号】		
	○1号特定技能外国		
	人の処遇について		
	(告示様式第1別紙		
	1の3(5)(6)、告示		
	様式第1別紙2の1)		
P.22	> 1つ目	▶ 報酬予定額については、告示第3条第3項第2号にお	▶ 報酬予定額については、告示第3条第3項第2号に
		いて「同等の技能を有する日本人が従事する場合と同	おいて「同等の技能を有する日本人が従事する場合
		等額以上の報酬を安定的に支払い、技能習熟に応じ	と同等額以上の報酬を安定的に支払い、技能の習熟
		て昇給を行うとともに、その旨を特定技能雇用契約に	に応じて昇給を行うとともに、その旨を特定技能雇用
		明記していること」を要件としています。	契約に明記していること」を要件としています。
P23	(報酬の額)	1号特定技能外国人は技能実習修了者と同様に、既	▶ 1号特定技能外国人は技能実習修了者と同様に、
	> 1つ目	に一定程度の経験又は技能等を有していることから、	既に一定程度の経験又は技能等を有していることか
		相応の経験を有する者として扱う必要があります。な	ら、相応の経験を有する者として扱う必要があります。
		お、建設分野特定技能1号評価試験又は技能検定3	なお、建設分野特定技能1号評価試験又は技能検
		級合格者は3年程度又は5年程度の経験を有する者	定3級合格者は3年程度又は5年程度の経験を有す
		として扱うこととします。このため、報酬予定額を決める	る者として扱うこととします。このため、報酬予定額を
		際には、技能実習生(2号)を上回ることはもちろんのこ	決める際には、技能実習2号修了者であれば概ね3
		と、実際に1号特定技能外国人と同等の経験を積んだ	年間、技能実習3号修了者であれば概ね5年間、日
		人の適正な就労 環境の確保に関す る事項【告示第3 条第3項第2号~ 第7号】 ○1号特定技能外国 人の処遇について (告示様式第1別紙 1の3(5)(6)、告示 様式第1別紙2の1) P.22 ♪ 1つ目	人の適正な就労 環境の確保に関する事項【告示第3 条第3項第2号~ 第7号】

			日本人の技能者に支払っている報酬と比較し、適切に報酬予定額を設定する必要があります。なお、同等の技能を有する日本人の処遇が低い場合は、処遇改善等、国内人材確保に向けた取組を行っておらず、告示第3条第3項第1号ホの基準を満たさないものと判断します。		本に在留し技能実習を修了した者であることから、従事しようとする業務について、概ね3年又は5年程度の経験者として取り扱う必要があります。技能実習生として受け入れたことがある者を特定技能外国人として雇用する場合、技能実習生の最終年度の報酬を上回ることはもちろんのこと、実際に1号特定技能外国人になろうとする者と同等の経験を積んだ日本人の技能者に支払っている報酬と比較し、適切に報酬予定額を設定する必要があります。また、建設就労者受入事業における建設就労者として従事した経験を有する特定技能外国人については、その経験年数を加算して報酬額を決定する必要があります。なお、同等の技能を有する日本人の処遇が低い場合は、処遇改善等、国内人材確保に向けた取組を行っておらず、告示第3条第3項第1号ホの基準を満たさないものと判断します。
41	P.23	▶ 2つ目	(新規)	<b>&gt;</b>	特定技能所属機関になろうとする者が、技能実習生・建設就労者を雇用している又は雇用していたことがある場合は、当該技能実習生・建設就労者に支払っている又は支払っていた報酬とも比較し、適切に報酬予定額を設定する必要があります。
42	P.23	3つ目	(新規)	<b>A</b>	業務区分統合により、既に就労中(認定済で受入前の者を含む)の1号特定技能外国人の報酬を直ちに変更する必要はありません。 しかし、認定計画以外の職種や作業に1号特定技能外国人が従事する場合は、同等の技能を有する日本人が従事する場合と同等額以上の報酬を支払う必要があるため、変更後に従事する業務内容につい

					て同等の技能を有する日本人と同等額以上の報酬
					額になるよう整合のとれた昇給を行い、その旨を明記
					した雇用契約を締結したうえで、国土交通大臣に外
					国人就労管理システム上で届け出る必要がありま
40	D 00		(1212)		す。
43	P.23	> 4つ目	(新規)	>	特定技能の業務区分は、一定の工事を行う上で必
					要となる基本的な知識・経験等をもとに、共通する技
					能が認められる作業を業務として区分したものです。
					したがって例えば、「とび」の技能実習3号を修了した
					者を「建設機械施工」に従事させる予定である場合、
					5年の「建設機械施工」の技能を有する者として取り
					扱います。この者が建設就労者であった場合は建設
					就労の期間(2年又は3年)の経験が加算され、7年
					~8年の「建設機械施工」の経験を有する者として報
					酬予定額を決める必要があり、同等の「建設機械施
					工」の技能を有する日本人と同等額以上の報酬であ
					ることが求められます。
44	P.24	> 5つ目	▶ 国土交通省の計画の認定審査において、同等の技能	>	国土交通省の計画の認定審査において、同等の技
			を有する日本人と同等額以上の原則の徹底、賃金が		能を有する日本人と同等額以上の原則の徹底、賃金
			高い地域への特定技能外国人の偏在、集中の緩和の		が高い地域への特定技能外国人の偏在、集中の緩
			観点から、申請書に記載された報酬額について		和の観点から、申請書に記載された報酬額について
			·同じ事業所内の同等技能を有する日本人の賃金		・同じ事業所内の同等技能を有する日本人の賃金
			・事業所が存する圏域内における同一又は類似職種		・事業所が存する圏域内における同一又は類似職種
			の賃金水準		の賃金水準
			・全国における同一又は類似職種の賃金の水準		・全国における同一又は類似職種の賃金の水準
			・他の在留資格から変更して継続雇用する場合には、		他の在留資格から変更して継続雇用する場合に
			これまでの賃金		は、これまでの賃金
			と比較して審査を行い、低いと判断される場合には引		・既に1号特定技能外国人が在籍している場合は当

			き上げるよう指導することがあります。その場合には、		該者、技能実習・建設就労者が在籍している場合は
			特定技能所属機関は、報酬額を変更の上で、再度、		当該者の賃金
			雇用契約の重要事項説明や契約締結の手続を行っ		と比較して審査を行い、低いと判断される場合には引
			ていただくことになります。		き上げるよう指導することがあります。その場合には、
					特定技能所属機関は、報酬額を変更の上で、再度、
					雇用契約の重要事項説明や契約締結の手続を行っ
					ていただくことになります。
45	P.24	(報酬の支払形態)	(新設)	>	また、「報酬を安定的に支払い」とは、月給制のほ
		> 3つ目			か、特定技能外国人への報酬の支払いをより確実
					かつ適正なものとするため、報酬の支払方法を預
					貯金口座への振込とすることも意味しています。
					特定技能所属機関は、重要事項事前説明の段階で
					特定技能外国人に対し、報酬の支払方法として預
					貯金口座への振込みであることを説明した上で、
					当該外国人の同意を得る必要があります。
46	P.25	(昇給等)	▶ 1号特定技能外国人が在留することができる期間は、	>	1号特定技能外国人が在留することができる期間は、
		> 1つ目	通算して5年を超えない範囲とされており、この範囲で		通算して5年を超えない範囲とされており、この範囲で
			就労することが可能です。したがって、技能の習熟		就労することが可能です。したがって、技能の習熟
			(例:実務経験年数、資格・技能検定を取得した場		(例:実務経験年数、資格・技能検定を取得した場
			合、建設キャリアアップシステムの能力評価におけるレ		合、建設キャリアアップシステムの能力評価における
			ベルがステップアップした場合等)に応じて昇給を行う		レベルがステップアップした場合等)に応じて昇給を行
			ことが必要であり、その昇給見込額等をあらかじめ特定		うことが必要であり、その昇給見込額等をあらかじめ特
			技能雇用契約や計画に記載しておくことが必要です。		定技能雇用契約 <mark>及び</mark> 計画に記載しておくことが必要
					です。
47	P.25	▶ 2つ目	▶ また、賞与、各種手当や退職金についても日本人と同	>	また、賞与、各種手当や退職金についても日本人と
			等に支給する必要があり、特定技能外国人だけが不		同等に支給する必要があり、特定技能外国人だけが
			利になるような条件は認められません。		不利になるような条件は認められません。
					就業規則や賃金規定において、無期雇用契約者と有

40	Das			期雇用契約者で賞与・退職金の取扱いが異なる場合は、無期雇用契約者と同等以上である必要があります。これは、1号特定技能外国人は本人の希望ではなく、制度によって有期雇用契約しか選択できないものであるため、無期雇用契約者と同等以上とするものです。
48	P.25	〇1号特定技能外国 人に対する事前説明 について(告示様式 第1別紙2の2、様式 第2)	<ul><li>○1号特定技能外国人に対する事前説明について(告示様式第1 3(1)②、様式第2)</li></ul>	○1号特定技能外国人に対する事前説明について(告示 様式第1 <mark>別紙2の2、</mark> 様式第2)
49	P.25	> 1つ目	特定技能所属機関は、必ず告示様式第2を用い、1号特定技能外国人に支払われる報酬予定額や業務内容等について、事前に当該外国人が十分に理解することができる言語を用いて説明し、当該契約に係る重要事項について理解していることを確認する必要があります。外国人が十分に理解することができる言語を用いた説明については、国土交通省のホームページにおいて公表している様式例を参考にしてください。	特定技能所属機関は、必ず告示様式第2を用い、1 号特定技能外国人に支払われる報酬予定額や業務 内容等について、申請日及び雇用開始予定日前概 ね6か月以内に当該外国人が十分に理解することが できる言語を用いて説明し、当該契約に係る重要事 項について理解していることを確認する必要がありま す。「当該外国人が十分に理解することができる言 語」が日本語である場合にはその根拠(例:日本の高 校を卒業している、日本の大学を卒業している、日本 語検定でN2以上に合格している等)を申請書に記載 してください。単に技能実習2号又は3号を修了してい るというだけでは根拠となりません。
50	P.26	> 3つ目	▶ 当該業務に特定技能外国人を従事させる可能性がある場合には、必ず、告示様式第2の「6.業務内容」欄に明記のうえ、健康上のリスクとその予防方策について具体的かつ丁寧に説明を行い、当該外国人から理解・納得を得た場合に限り、雇用契約を締結するよう	▶ 当該業務に1号特定技能外国人を従事させる可能性がある場合には、必ず、告示様式第2の「6.業務内容」欄に明記のうえ、健康上のリスクとその予防方策について具体的かつ丁寧に説明を行い、当該外国人から理解・納得を得た場合に限り、雇用契約を締

			にしてください。なお、従事させる理由の如何によって	結するようにしてください。なお、従事させる理由の如
			は計画を認定しないこともあり得ます。	何によっては計画を認定しないこともあり得ます。
51	P.27	〇1号特定技能外国	○1号特定技能外国人の受入れ状況等の報告について	○1号特定技能外国人の受入れ状況等の報告について
		人の受入れ状況等の	(告示様式第1 <mark>3(1)④</mark> )	(告示様式第1 <mark>別紙2の4</mark> )
		報告について(告示		
		様式第1別紙2の4)		
52	P.27	> 1つ目	▶ 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人の受入れ	▶ 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人の受入
			を開始し、若しくは終了したとき又は当該外国人が特	れを開始し、若しくは特定技能雇用契約が終了したと
			定技能雇用契約に基づく活動を継続することが困難と	き又は当該外国人が特定技能雇用契約に基づく活
			なったとき(例:経営悪化に伴う雇止め、受入計画の認	動を継続することが困難となったとき(例:経営悪化に
			定の取り消し、在留資格の喪失、特定技能外国人の	伴う雇止め、受入計画の認定の取り消し、在留資格
			失踪等)は、国土交通大臣に報告を行う必要がありま	の喪失、特定技能外国人の失踪等)は、国土交通大
			す。	臣に報告を行う必要があります。
53	P.27	▶ 2つ目	▶ 特に、告示第3条第3項第4号による受入れの報告	▶ 特に、告示第3条第3項第4号による受入れの報告
			は、受入れ後原則として1か月以内に行う必要がありま	は、受入れ後原則として1か月以内に行う必要があ
			す。	り、退職報告は特定技能雇用契約の終了後速やかに
				行う必要があります。
54	P.27	○建設キャリアアップ	建設キャリアアップシステムには、特定技能所属機関	▶ 建設キャリアアップシステムには、特定技能所属機関
		システムへの技能者	のみならず、特定技能外国人も入国後速やかに登録	のみならず、特定技能外国人も入国後速やかに登録
		登録	する必要があります。	する必要があります。技能者登録は簡易型登録・詳
		> 1つ目		細型登録のいずれかを指定することはありませんが、
				昇給や手当に建設キャリアアップシステムのレベルア
				ップが条件となっている場合は、レベル判定のできる
				詳細型登録である必要があります。
55	P.28	〇元請建設業者の	〇元請建設業者の指導について(告示様式第1 3(1)⑥)	〇元請建設業者の指導について(告示様式第1 <mark>別紙2の</mark>
		指導について(告示		6)
		様式第1別紙2の6)		

56	P.28	▶ 2つ目	➤ 例えば、特定技能所属機関が特定技能外国人を現場	出書を各添
			す。       となります。	
57	P.28	> 3つ目	▶ 計画の認定証の情報の全部又は一部は、告示第4条 ▶ 認定受入計画の内容は、告示第4条第2	2項の規定に
			第2項の規定に基づき、建設キャリアアップシステムを 基づき、建設キャリアアップシステムを選	☑用する一般 │
			運用する一般財団法人建設業振興基金に提供されま 財団法人建設業振興基金に提供されま	すので、同シ
			すので、同システムに蓄積されることになり、その情報ステムに蓄積されることになり、その情報	に基づき、元
			に基づき、元請建設業者が指導することがあります。 請建設業者が指導することがあります。	
58	P.28	〇常勤職員数(告示	〇常勤職員数(告示様式第1 1(9)、3(3))	3(2))
		様式第1別紙1 1		
		(10), 3(2))		
59	P.28	> 1つ目	➤ 1号特定技能外国人の総数と外国人建設就労者の総 ➤ 建設分野の1号特定技能外国人の総数	と外国人建
			数との合計が、特定技能所属機関となろうとする者の 設就労者の総数との合計が、特定技能所	所属機関とな
			常勤の職員(1号特定技能外国人、技能実習生及び ろうとする者の常勤の職員(全ての1号特	定技能外国
			外国人建設就労者を含まない)の総数を超えてはいけ 人、技能実習生及び外国人建設就労者	を含まない)
			ません。の総数を超えてはいけません。	
60	P.28	④1号特定技能外国	〇受入れ後の講習又は研修について(告示様式第1 3(1) 〇受入れ後の講習又は研修について(告示様	
		人の安全衛生教育	(プ) 2の7)	
		及び技能の習得に関		
		する事項【告示第3		
		条第3項第8号】		
		○受入れ後の講習		
		又は研修について		
		(告示様式第1別紙		
		2の7)		
61	P.29	2つ目	▶ 受入れ後講習の受講のための旅費、受講料などの費 ▶ 講習又は研修を受けさせる義務は、特定	!技能外国人
			用負担は、特定技能所属機関が負担することになりまに課される義務ではなく、特定技能所属	機関が受入

			す。	計画の認定を受けるための要件です。このため、講習
			7 0	又は研修を受けさせる際は、特定技能所属機関の業
				務の一環として当該特定技能外国人の出勤日として
				取り扱う必要があるとともに、講習又は研修に参加す
				るために必要な時間(移動時間等を含む)については
				通常の出張と同様に取り扱う必要があります。
62	P.29	〇受入予定期間(計	(新設)	○受入予定期間(計画期間)について(告示様式第1別紙
		画期間)について(告		1 3(1))
		示様式第1別紙1 3		▶ 1号特定技能外国人については、通算で在留できる
		(1))		期間の上限が5年となっています。計画期間や特定
				技能雇用契約期間、在留期限に関わらず、「1号特
				定技能」での通算在留期間が5年に達した時点で、以
				後の在留は認められないことに留意してください。
63	P.29	〇安全衛生教育につ	〇安全衛生教育について(告示様式第1 4(1))	〇安全衛生教育について(告示様式第1 <mark>別紙1</mark> 4(1))
		いて(告示様式第1		
		別紙1 4(1))		
64	P.29	▶ 1つ目	計画には、特定技能外国人に従事させる業務に従い、	▶ 計画には、1号特定技能外国人に従事させる業務に
			労働安全衛生法に基づく特別教育等の安全衛生教育	従い、労働安全衛生法に基づく特別教育等の安全衛
			又は技能講習等を箇条書きしてください。特定技能外	生教育又は技能講習等を箇条書きしてください。1号
			国人に従事させようとする業務に必要となる安全衛生	特定技能外国人に従事させようとする業務に必要と
			教育の内容が満たされていない場合、国土交通省は	なる安全衛生教育の内容が満たされていない場合、
			特定技能所属機関に対し、指導を行うことがあります。	国土交通省は特定技能所属機関に対し、指導を行う
			なお、「平成31年3月28日付け基発0328第28号・	ことがあります。なお、「平成 31 年3月 28 日付け基
			厚生労働省労働基準局長通知」記2に記載された事	発 0328 第 28 号·厚生労働省労働基準局長通知」
			項に係る、危険又は有害な業務に特定技能外国人を	記2に記載された事項に係る、危険又は有害な業務
			従事させる場合には、雇い入れ時等の安全衛生教育	に特定技能外国人を従事させる場合には、雇い入れ
			や特別教育等において、当該危険又は有害な業務に	時等の安全衛生教育や特別教育等において、当該
			伴う労働災害発生のおそれとその防止対策等につい	危険又は有害な業務に伴う労働災害発生のおそれと

			て正確に理解させるよう留意が必要です。	その防止対策等について正確に理解させるよう留意
				が必要です。
65	P.30	○技能の習得につい	○技能の習得について(告示様式第1 4(2))	○技能の習得について(告示様式第1 <mark>別紙1</mark> 4(2))
		て(告示様式第1別		
		紙1 4(2))		
66	P.30	▶ 1つ目	▶ 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人の受入	▶ 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人の受入
			後、在留期間中のできる限り早期に職種毎の能力評	後、在留期間中のできる限り早期に職種毎の能力評
			価基準に定める安全衛生講習を受講させ、建設キャリ	価基準に定める安全衛生講習を受講させ、建設キャ
			アアップシステムのレベル2の能力レベルに相当する	リアアップシステムのレベル2の能力レベルに相当す
			技能教育を施す必要があります。	る技能教育を施すよう努めてください。
67	P.30	▶ 2つ目	▶ 特定技能所属機関は、受入後3年以内に技能検定2	▶ 特定技能所属機関は、受入後3年以内に技能検定2
			級、5年以内に技能検定1級の取得を目指す等、5年	級、5年以内に技能検定1級の取得を目指す等、5
			間の在留期間を見据えた技能の向上を図ることが必	年間の在留期間を見据えた技能の向上を図るよう努
			要です。	める必要があります。
68	P.30	▶ 3つ目	> 計画には、特定技能外国人の在留中の具体的な技能	▶ 計画には、特定技能外国人の在留中の具体的な技
			習得の目標を記載してください。	能 <mark>の</mark> 習得の目標を記載してください。
69	P.30	(2)提出書類	① 建設特定技能受入計画認定申請書(告示様式第1)	① 建設特定技能受入計画認定申請書(告示様式第1)
			※ オンライン申請の場合不要	※ オンライン申請の場合不要
			② 建設特定技能受入計画(告示様式第1(別紙))	② 建設特定技能受入計画(告示様式第1(別紙1、別紙
			※ オンライン申請の場合不要	2、別紙3))
			③ 特定技能所属機関になろうとする者の登記事項証明	※ オンライン申請の場合不要
			書	③ 特定技能所属機関になろうとする者の登記事項証明
			④ 常勤の職員の数を明らかにする文書(常勤の職員の社	書
			会保険の加入状況が分かる書類を添付すること)	④ 常勤の職員の数を明らかにする文書(常勤の職員の
			⑤ 建設業法(昭和 24 法律第 100 号)第3条の許可を受	社会保険の加入状況が分かる書類を添付すること)
			けていることを証する書類	⑤ 建設業法(昭和 24 法律第 100 号)第3条第1項の許
			⑥ 特定技能所属機関になろうとする者の建設キャリアアッ	可を受けていることを証する書類
			プシステム申請番号又は事業者IDを明らかにする書類	⑥ 特定技能所属機関になろうとする者の建設キャリアア

(登録後に送付されるハガキ又はメールの写し)

- ⑦ 建設キャリアアップ技能者IDを明らかにする書類(建設 キャリアアップカードの写し)
- ⑧ 特定技能外国人受入事業実施法人に加入していること を証する書類(会員証明書の写し)
- ⑨ ハローワークで求人した際の求人票(計画申請日から1 年以内のもの)
- ⑩ 1号特定技能外国人に対し、同等の技能を有する日本 人が従事する場合と同等額以上の報酬額を安定的に支 払うことを証する書類
- ※ 同等の技能を有する日本人の賃金台帳(直近の日本 人に対する平均的な月額の報酬支払実績が分かるも の)及び実務経験年数を証する書類を含む
- ① 特定技能所属機関となろうとする者が、特定技能外国 人と締結した特定技能雇用契約書及び雇用条件書の写 し
- ② 1号特定技能外国人に対し、特定技能雇用契約を締結するまでの間に、当該契約に係る重要事項について、 当該外国人が十分に理解することができる言語で書面を 交付して説明したことを証する書類の写し(告示様式第 2)
- ③ 就業規則及び賃金規程(「常時10人以上の労働者を使用しない」企業であってこれらを作成していない場合には提出不要。これらを作成している場合には提出してください。)

- ップシステム申請番号又は事業者IDを明らかにする書類(登録後に送付されるハガキ又はメールの写し)
- ⑦ 建設キャリアアップ技能者IDを明らかにする書類(建設キャリアアップカードの写し)
- ⑧ 特定技能外国人受入事業実施法人に加入していることを証する書類(会員証明書の写し)
- ⑨ ハローワークで求人した際の求人票(計画申請日から1年以内のもの)
- ⑩ 1号特定技能外国人に対し、同等の技能を有する日本人が従事する場合と同等額以上の報酬額を安定的に支払うことを証する書類
- ※ 同等の技能を有する日本人の賃金台帳(直近の日本 人に対する平均的な月額の報酬支払実績が分かる もの)及び実務経験年数を証する書類を含む
- ① 特定技能所属機関となろうとする者が、特定技能外国 人と締結した特定技能雇用契約書及び雇用条件書の 写し(※1)
- ② 1号特定技能外国人に対し、特定技能雇用契約を締結するまでの間に、当該契約に係る重要事項について、 当該外国人が十分に理解することができる言語で書面 を交付して説明したことを証する書類の写し(告示様式 第2)
- ③ 就業規則及び賃金規程(「常時10人以上の労働者を使用しない」企業であってこれらを作成していない場合には提出不要。これらを作成している場合には提出してください。)
- ④ 法人番号の確認ができる書類(法人番号指定通知書の 写し又は 国税庁法人番号公表サイト

				(http://www.houjinbangou.nta.go.jp)より自社の情報を印刷したものの写しのいずれか1点)
				※1 雇用契約書・雇用条件書は、労働基準法等に従
				い、適切に契約されたものを提出してください。国土交
				通省に雇用契約書・雇用条件書を提出して頂くのは、
				労働に関する法令に関する審査を行うものではなく、建
				設特定技能受入計画の認定に必要な事項の裏付け資
				料として使用し、建設分野特有の基準を満たしているか
				を確認したうえで審査を行うためです。建設特定技能受
				入計画が認定されたからといって、その申請に添付され
				た雇用契約書・雇用条件書に記載された内容が、労働
				に関する法令等に照らして適法であると国土交通省が
				認定したものとはなりません。労働に関する法令に関し
				ての適法性に疑義がある場合は、国土交通省への申
				請前に、申請企業等を所管する労働基準監督署にご
				相談のうえ、適法に締結された契約書等を提出してくだ
				さい。
70	P.31	(3)申請先	外国人就労管理システム	外国人就労管理システム
			( <a href="https://gaikokujinshuro.keg.jp/gjsk_1.0.0/por">https://gaikokujinshuro.keg.jp/gjsk_1.0.0/por</a>	(https://gaikokujinshuro.keg.jp/gjsk_1.0.0/p
			<u>tal</u> )	<u>ortal</u> )
			※令和2年4月以降は、原則としてオンラインによる申	※原則としてオンラインによる申請となります。上記U
			請となります。上記URL又は国土交通省ホームペ	RL又は国土交通省ホームページのリンクからお進
			ージのリンクからお進みください。	みください。
			※ <mark>令和2年4月以降の</mark> 計画の審査及び認定は各地方	※計画の審査及び認定は各地方整備局等において
			整備局等において行います。お問い合わせ先は国	行います。お問い合わせ先は国土交通省のホー
			土交通省のホームページをご確認ください。	ムページをご確認ください。
71	P.32	3. 建設特定技能受	→ 分野参考様式第6-7、変更の届出については様式	参 変更の申請については分野参考様式第6−7、変更

		入計画の変更 > 2つ目	第6-8を使用し、変更箇所が分かるように記載してください。		の届出については様式第6-8を使用し、変更箇所が分かるように記載してください。
72	P.32	> 4つ目	<ul> <li>変更を行わず特定技能外国人の受入れを継続した場合、告示第8条により計画の認定が取り消される可能性がありますので、留意してください。</li> <li>(変更申請が必要なケース)認定証記載事項の変更例:特定技能所属機関の住所、代表者、常勤職員数、受入人数、就労場所等(変更届出が必要なケース)認定証記載事項以外の建設特定技能受入計画記載事項の変更例:特定技能所属機関の連絡先等</li> </ul>		変更を行わず特定技能外国人の受入れを継続した場合、告示第8条により計画の認定が取り消される可能性がありますので、留意してください。
73	P.32	▶ 5つ目	(新設)		新たな1号特定技能外国人の追加の場合も、1号特定技能外国人受入リストの変更となるため、変更申請となります。
74	P.32	》 6つ目	(新設)		1つの特定技能所属機関が保有することができる認定受入計画は1つのみとなります。既に有効な認定受入計画を保有している特定技能所属機関が、新たな別個の特定技能受入計画を申請した場合は、告示第3条第3項第7号の1号特定技能外国人の総数と外国人建設就労者の総数の合計が常勤の職員の総数を超えないことという基準について、第8条第3号に定める不正の手段により第2条第1号イの認定を受けたとみなされ、計画の認定が取り消される可能性がありますので、くれぐれも重複申請をしないように十分留意してください。
75	P.32	▶ 7つ目	(新設)	>	変更申請中に新たな別の変更申請をすることはでき

				ません。先に申請された変更申請の内容と抵触する
				別の変更申請がなされた場合に、どちらの変更申請
				に基づいて審査を行えばよいかの判断ができなくなる
				ためです。変更申請を行う場合は、十分な余裕をもつ
				て申請を行うようにしてください。
				(変更申請が必要なケース)
				1. 雇用の根幹に関わる事項の変更
				2. 受入の根幹に関わる事項の変更
				3. その他の重要事項の変更
				(変更届出が必要なケース)
				変更申請事項以外の事項の変更
				※変更申請と変更届出の区分につきましては、国土
				交通省のホームページをご確認ください。
76	P.32	(その他留意事項)	(新設)	1号特定技能外国人が退職し、再度退職前と同じ会
				社で就労する場合、国土交通省の外国人就労管理シス
				テムに「退職報告」を行い、再来日以後の計画期間に
				ついて新たな計画の認定を受ける必要があります。
				また、この場合、地方出入国在留管理局にも以下の
				また、この場合、地方出入国在留管理局にも以下の 届出が必要になります。
				届出が必要になります。
				届出が必要になります。 ①雇用契約を終了する場合
				届出が必要になります。 ①雇用契約を終了する場合 「特定技能所属機関による受入れ困難に係る届出」
				届出が必要になります。 ①雇用契約を終了する場合 「特定技能所属機関による受入れ困難に係る届出」 及び「特定技能所属機関による特定技能雇用契約に
				届出が必要になります。 ①雇用契約を終了する場合 「特定技能所属機関による受入れ困難に係る届出」 及び「特定技能所属機関による特定技能雇用契約に 係る届出(特定技能雇用契約の終了)」
				届出が必要になります。 ①雇用契約を終了する場合 「特定技能所属機関による受入れ困難に係る届出」 及び「特定技能所属機関による特定技能雇用契約に 係る届出(特定技能雇用契約の終了)」 ②新たな雇用契約を締結する場合
				届出が必要になります。 ①雇用契約を終了する場合 「特定技能所属機関による受入れ困難に係る届出」 及び「特定技能所属機関による特定技能雇用契約に 係る届出(特定技能雇用契約の終了)」 ②新たな雇用契約を締結する場合 「特定技能所属機関による特定技能雇用契約に係る
				届出が必要になります。 ①雇用契約を終了する場合 「特定技能所属機関による受入れ困難に係る届出」 及び「特定技能所属機関による特定技能雇用契約に 係る届出(特定技能雇用契約の終了)」 ②新たな雇用契約を締結する場合 「特定技能所属機関による特定技能雇用契約に係る 届出(新たな特定技能雇用契約の締結)」

				※届出方法の詳細については、特定技能外国人受入れ
				に関する運用要領の第7章 特定技能所属機関に関
	D 00			する届出をご確認ください。
77	P.33	4. 建設特定技能受	告示第8条のいずれかに該当するときは、計画の認定が	告示第8条のいずれかに該当するときは、計画の認定
		入計画の認定の取消	取り消されることとなります。	が取り消されることとなります。
		L	また、計画の認定が取り消された場合、特定技能所属機	また、計画の認定が取り消された場合、特定技能所属
			関は、特定技能外国人を他の特定技能所属機関へ転職さ	機関は、特定技能外国人を他の特定技能所属機関へ転
			せるための支援を行う必要があります。	職させるための支援を行う必要があります。
			建設分野の場合、告示第14条の登録法人が転職先の	建設分野の場合、告示第10条の登録法人が転職先の
			斡旋を行うことになっていますので、特定技能所属機関自	斡旋を行うことになっていますので、特定技能所属機関自
			らが転職先を確保できない場合には、登録法人に対して、	らが転職先を確保できない場合には、登録法人に対して、
			転職の支援が必要な旨、報告を行ってください。	転職の支援が必要な旨、報告を行ってください。
78	P.36	【関係規定】	(新設)	第1 特定産業分野において認められる人材の基準に関
		分野別運用要領(抜		する事項
		粋)		1. 技能水準及び評価方法等
				(1)「建設分野特定技能1号評価試験」又は「技能検定3
				級」(運用方針3(1)アの試験区分:運用方針別表1
				a. 試験区分(3(1)ア関係)のとおり)
				ア 技能水準及び評価方法(特定技能1号)
				(技能水準)
				当該試験は、図面を読み取り、指導者の指
				示・監督を受けながら、適切かつ安全に作業を
				行うための技能や安全に対する理解力等を有す
				る者であることを認定するものであり、この試験の
				合格者は、一定の専門性・技能を用いて即戦力
				として稼働するために必要な知識や経験を有す
				るものと認める。
				(評価方法)
	L	1	I .	

① 「建設分野特定技能1号評価試験」 試験言語:日本語 実施主体: 国土交通大臣の登録を受けた特定 技能外国人受入事業実施法人 実施方法:コンピューター・ベースド・テスティン グ(CBT)方式 ② 「技能検定3級」 試験言語:日本語 実施主体: 都道府県(一部事務は都道府県職 業能力開発協会) 実施方法: 学科試験及び実技試験 イ 試験の適正な実施を担保する方法 ① 建設分野特定技能1号評価試験については、 試験の実施に当たり、試験問題の厳重な管理、 当該試験内容に係る実務経験を有する試験監 督員の配置、顔写真付きの公的な身分証明書 による当日の本人確認や持ち物検査の実施 等、替え玉受験等の不正受験を防止する措置 を讃じる。 ② 技能検定3級については、各試験実施主体に おいて講じられている顔写真付きの公的な身分 証明書による当日の本人確認の実施等の措置 に従う。 (2)「建設分野特定技能2号評価試験」、「技能検定1級」 又は「技能検定単一等級」(運用方針3(2)アの試験 区分: 運用方針別表2a. 試験区分(3(2)ア関係)の とおり) ア 技能水準及び評価方法(特定技能2号)

(技能水準) 当該試験への合格及び建設現場において複数 の建設技能者を指導しながら作業に従事し、工程 を管理する者(以下「班長」という。)としての実務 経験(必要な年数については、試験区分ごとに国 土交通省が別途定める。)を要件とする。当該試 験は、上級の技能労働者が通常有すべき技能を 有する者であることを認定するものである。また、 班長としての実務経験を確認することで、その者が 建設現場において複数の技能者を指導しながら 作業に従事し、工程を管理する能力も有すると認 められる。 従って、これらの要件を満たす者は、法第2条 の3第1項に規定する特定技能の在留資格に係る 制度の運用に関する基本方針(以下「基本方針」 という。)に定める熟練した技能を有するものと認め る。 (評価方法) ① 「建設分野特定技能2号評価試験」 試験言語:日本語 実施主体: 国土交通大臣の登録を受けた特定 技能外国人受入事業実施法人 実施方法:コンピューター・ベースド・テスティン グ(CBT)方式 ②「技能検定1級」又は「技能検定単一等級」 試験言語:日本語 実施主体:都道府県(一部事務は都道府県職 業能力開発協会)

				実施方法:学科試験及び実技試験
				イ 試験の適正な実施を担保する方法
				① 建設分野特定技能2号評価試験については、
				試験の実施に当たり、試験問題の厳重な管
				理、当該試験内容に係る実務経験を有する試
				験監督員の配置、顔写真付きの公的な身分証
				明書による当日の本人確認や持ち物検査の実
				施等、替え玉受験等の不正受験を防止する措
				置を講じる。
				② 技能検定1級及び技能検定単一等級につい
				ては、各試験実施主体において講じられている
				顔写真付きの公的な身分証明書による当日の
				本人確認の実施等の措置に従う。
79	P.38	1. 概要	建設分野における特定技能外国人の適正かつ円滑	建設分野における特定技能外国人の適正かつ円滑
			な受入れを実現するための取組を実施する営利を目的	な受入れを実現するための取組を実施する営利を目
			としない法人は、要件を満たせば、国土交通大臣から特	的としない法人は、要件を満たせば、国土交通大臣か
			定技能外国人受入事業実施法人の登録を受けることが	ら特定技能外国人受入事業実施法人の登録を受ける
			できます。建設分野で1号特定技能外国人を受け入れ	ことができます。建設分野で特定技能外国人を受け入
			る特定技能所属機関はすべて、この登録を受けた法人	れる特定技能所属機関はすべて、この登録を受けた法
			に直接または間接的に所属し、その行動規範を遵守す	人に直接または間接的に所属し、その行動規範を遵守
			ることが求められます。	することが求められます。
80	P.38	2. 特定技能外国人	▶ 登録法人は、建設分野特定技能外国人が有する能	▶ 登録法人は、すべての試験区分についての建設分野
		受入事業実施法人	力を有効に発揮できる環境を整備するため、海外現地	特定技能評価試験を実施する必要があります。また、
		の登録	機関と業務提携をしたうえで、教育訓練プログラムを策	登録法人は建設分野特定技能1号及び2号に係る特
		(1)登録要件	定し、教育訓練実施のための講師の派遣や訓練に必	定技能評価試験の作成に当たっては試験実施業務
		①特定技能外国人	要な資機材の調達等について取り組む必要がありま	区分ごとに、関係建設業者団体(登録法人の正会員
		受入事業【告示第1	<b>च</b> 。	である専門工事業団体に限る。)又は当該団体加盟

		0条第1号】 ○建設分野特定技 能評価試験の実施 ▶ 1つ目		企業の職員からなる試験委員と国土交通省及び登録法人から構成される試験委員会の確認を受ける必要があります。
81	P.38	> 2つ目	▶ 試験の実施に係る総合調整は登録法人が行いますが、受入対象の試験区分に関係する専門工事業団体は、それぞれ建設分野特定技能1号及び2号に係る技能評価試験を作成し、登録法人の求めに応じて、試験官の派遣や合否判定などの事務を支援することになります。	(削除)
82	P.39	〇建設分野における 特定技能外国人に 対する講習、訓練又 は研修の実施、就職 のあっせん等の取組	○建設分野特定技能外国人に対する講習、訓練又は研 修の実施、就職のあっせん等の取組	○建設分野における特定技能外国人に対する講習、訓練 又は研修の実施、就職のあっせん等の取組
83	P.39	> 1つ目	▶ 登録法人は、建設分野特定技能外国人が有する能力を有効に発揮できる環境を整備するため、海外現地機関と業務提携をしたうえで、教育訓練プログラムを策定し、教育訓練実施のための講師の派遣や訓練に必要な資機材の調達等について取り組む必要があります。	▶ 登録法人は、建設分野における特定技能外国人が有する能力を有効に発揮できる環境を整備するため、海外現地機関と業務提携をしたうえで、教育訓練プログラムを策定し、教育訓練実施のための講師の派遣や訓練に必要な資機材の調達等について取り組む必要があります。
84	P.39	> 2つ目	(新設)	▶ また、登録法人は専門工事業団体と連携して、特定 技能外国人に対し、必要な技能研修や日本語研修 等について取り組む必要があります。
85	P.39	> 3つ目	対職のあっせんについては、建設労働者の場合、民間の有料職業紹介事業者による人材あったが受けられないため、他業種と比べて特定技能外国人の求人求職に不利となっています。したがって、主に登録法人	▶ 就職のあっせんについては、建設労働者の場合、民間の有料職業紹介事業者による人材あっせんが受けられないため、他業種と比べて特定技能外国人の求人求職に不利となっています。したがって、主に登録

	1	1						
			が、企業からの求人情報を集約し、求人求職のあっ <mark>旋</mark>	法人が、企業からの求人情報を集約し、求人求職の				
			等を行うことになります(ハローワーク等の無料職業紹	あっせん等を行うことになります(ハローワーク等の無				
			介の活用は自由に行えます)。また、建設分野特定技	料職業紹介の活用は自由に行えます)。また、建設				
			能外国人や技能実習修了者が現所属先から転職を	分野特定技能外国人や技能実習修了者が現所属				
			希望した際の対応も求めに応じて行うことになります。	先から転職を希望した際の対応も求めに応じて行うこ				
				とになります。				
86	P.39	〇特定技能所属機	〇特定技能所属機関が計画に従った受入れを行っている	〇特定技能所属機関が認定受入計画に従った受入れを				
		関が認定受入計画に	ことを確保するための取組	行っていることを確保するための取組				
		従った受入れを行っ						
		ていることを確保する						
		ための取組						
87	P.39	▶ 1つ目	▶ 計画に従った受入れを行っていることを継続的に確認	▶ 計画に従った受入れを行っていることを継続的に確				
			することは、建設業界の共通の利益に資するものであ	認することは、建設業界の共通の利益に資するもので				
			り、国のみならず、建設業界を代表する立場である登	あ <mark>るため</mark> 、国のみならず、建設業界を代表する立場で				
			録法人自身にもその役割を担わせることとしたもので	ある登録法人自身にもその役割を担わせることとした				
			す。いわば、登録法人は、建設業界の自警団としての	ものです。いわば、登録法人は、建設業界の自警団と				
			役割を担っていると考えて良いでしょう。	しての役割を担っていると考えて良いでしょう。				
88	P.41	(3)申請先	(3)提出先	(3)申請先				
			〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3	〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3				
			│ │国土交通省不動産・建設経済局国際市場課 <mark>監理係</mark>	   国土交通省不動産·建設経済局国際市場課				
			(郵送又は持参)	(郵送又は持参)				
	1	1	1	1				

特定技能所属機関 P.42 89 等が行う手続等 特定技能所属機関等が行う手続等(フロー図) 特定技能所属機関等が行う手続等(フロー図) (フロー図) 1号特定技能外国人の受入れから帰国までの間において、特定技能所属機関等 1号特定技能外国人の受入れから帰国までの間において、特定技能所属機関等 が行う必要のある主な手続(申請、報告等)については下図のとおりです。 が行う必要のある主な手続(申請、報告等)については下図のとおりです。 時期 1号特定技能外国人 特定技能所属機関 時期 1号特定技能外国人 特定技能所属機関 特定技能外国人受入事業実施法人 入国前 入国前 【凡例】国→国土交通省 入→地方出入国在留管理局、法→実施法人 基:建設業振興基金 【凡例】国→国土交通省 入→地方出入国在留管理局、法→実施法人 基:建設業振興基金 又は在 叉は在 留資格 留資格 (申請先:国) 変更前 変更前 建設キャリアアップシステムの登録申 キャリアアップシステムの登録申請 実施法人の登録 各種試験の受験 各種試験の受験 (対象者のみ) (申請先:基) (対象者のみ) 実施法人又は当該法人を構成する建設業 実施法人又は当該法人を構成する建設業 者団体への加入 者団体への加入 (申請先:法等) (申請先:法等) 特定技能雇用契約にかかる重要事項説明 特定技能雇用契約にかかる重要事項説明 特定技能雇用契約締結 特定技能雇用契約締結 <日本国内に在留している場合> <日本国内に在留している場合> 建設キャリアアップシステムの登録 キャリアアップシステムの登録完了 (申請先:基) (申請先:基) 建設特定技能受入計画の認定申請 建設特定技能受入計画の認定申請 (申請先:国)(※) (申請先:国)(※) 入国時 在留資格認定証明書交付申請又は在留資格変更許可申請 入国時 在留資格認定証明書交付申請又は在留資格変更許可申請 (申請先:入)(※) (申請先:入)(※) 1号特定技能外閣人の受入報告 1号特定技能外国人の受入報告 受入時 受入時 (報告先:国) (報告先:国) <国外から入園する場合> <国外から入国する場合> 意設キャリアアップシステムの登録完了 キャリアアップシステムの登録完了 (原則として入園から1ヶ月以内) 建設キャリアアップシステムの登録完 (原則として入園から1ヶ月以内) キャリアアップシステムの登録完了の 了の届出(届出先:国) 転職支援 1号特定技能外閣人の退職報告書 1号特定技能外間人の退職報告書 (報告先:国) (報告先:国) 1号特定技能外国人の受入報告 転職時 1号特定技能外国人の受入報告 転職時 (報告先:国) (報告先:国) 1号特定技能外国人の帰国報告 帰国時 (報告先:国) ※ 建設特定技能受入計画の認定申請後に当該計画の認定を待たずに在留資格の申請を行うことが可能です。その場合、当該計 ※ 建設特定技能受入計画の認定申請後に当該計画の認定を待たずに在留資格の申請を行うことが可能です。その場合、当該計 面の都定が得られ次第、地方出入国在留管理局へ建設特定技能受入計画額定証(写し)を提出してください。 ■の数字が構られた値 後方出入間左衛管理局へ建設結合は能導入計画数字数(室) \ 3を提出してくがたい

特定技能外国人受入事業実施法人

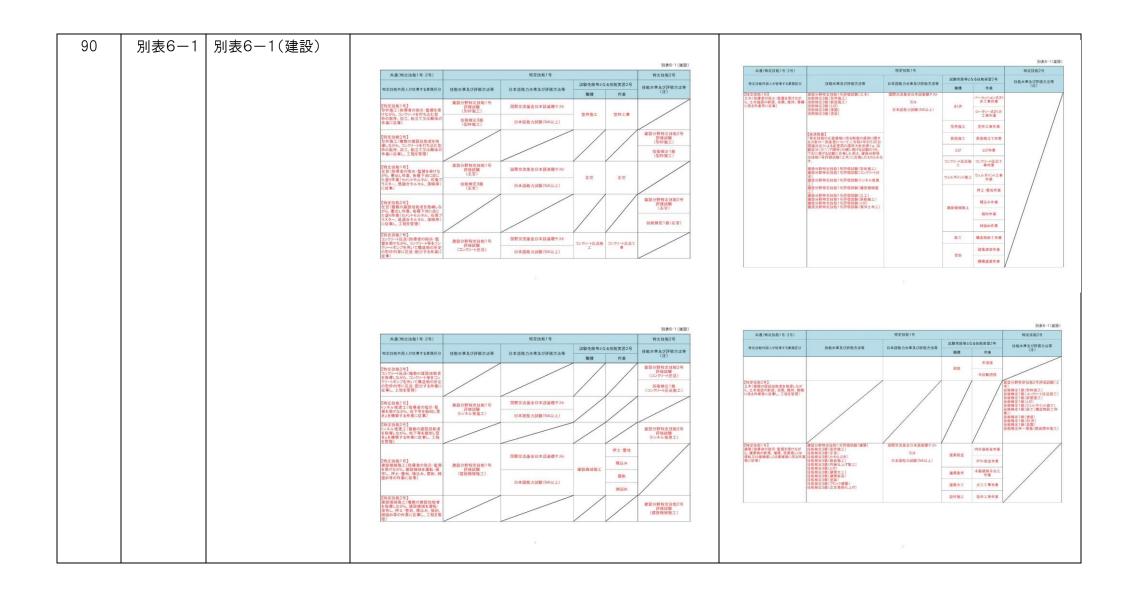
実施法人の登録申請

(申請先:国)

実施法人の登録

転職支援

	P.42	特定技能所属機関	(≠₽≘₽\				
	1.12		(利)政力				
		等が行う手続等					
		(フロ一図)		また、	2号特定技能外国人の	受入れにおいて、特定技能	1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1
				のあるき	主な手続(申請、報告等)	については下図のとおり	しです。
				a+ ++a		144 cts 25 100 100 100	特定技能外国人受入事業实施法人
				時期 入国前	2号特定技能外国人	特定技能所属機関	
				又は在	[八州]国一国主交通省 入一地方出	出入国在留管理局、法→実施法人 基:及	酸薬吸無暴受 実施法人の登録申請
				留資格			(申請先:国)
				変更前	各種試験の受験 (対象者のみ)	建設キャリアアップシステムの登録申 請	実施法人の登録
					1号特定技能外国人の退職報告書 (対象者のみ・報告先:国)	者団体	た人を構成する建設業 への加入
						(申請	t: 法等)
					<日本国内に在留している場合> 建設キャリアアップシステムの登録		
					建設キャリアアップシステムの登録 売了 (申請先:基)		
					(甲請先:基)		
				入国的		請又は在留資格変更許可申請	
				**	(申請	先:入〉	
				受入時			
				2 500 2000	<国外から入国する場合>		
					建設キャリアアップシステムの登録完了 (原則として入画から1ヶ月以内)		
					(MINICE CAMPS 17 HIRM)		
					在福春林初定証明書亦付由	請又は在留資格変更許可申請	
				転職時	(申請	先:入)	
				4			
1		•					



別表6-1(建設) 兵通(特定技能1号·2号) 特定技能1号 特定技能2号 共通(特定技能1号-2号) 特定技能1号 試験免除等となる技能実置2号 技能水準及び評価方法等 (性) 特定技能外国人が使事する業務部分 日本語能力水準及び評価方法等 技能水準及び評価方法等 試験免除等となる技能実習2号 技能水準及び評価方法等 (注) 特定技能外間人が従事する業務区分 技能水準及び評価方法等 日本語能力水準及び評価方法等 職種 作業 作業 **供系施工** 供系施立て作業 815 とび作業 国際交流基金日本語基礎テスト 石材加工作業 石材施工 日本语能力試験(N4以上) 石盛り作業 [特定技能2号] 土工(後数の建設技能者を指導しながら、振明、理め戻し、振明と、コンケ )ートの打込み等の作業に従事し、 工程を管理) 建設分野特定技能2号 評価試験 (土工) タイル張り タイル張り作業 かわらぶき かわらぶき作業 【特定技能1号】 原根ふき(指導者の指示・整備を受けながら、下貫き材の施工や瓦等の 材料を用いて屋根をふく作業に従 書) 在市 左官作業 国際交流基合日本活基礎テスト かわらぶき プラスチック系 床仕 上げ工事作業 日本語能力試験(N4以上) カーペット系体仕上 げ工事作業 建設分野特定技能2号 評価試験 (屋根ふき) 内装仕上げ第三 網製下地工事件 業 技能検定1版 (かわらぶき) ボード仕上げ工事 作業 85 サッシ施工 ビル州サッシ施工 作業 別表6-1(建設) 別表6-1(建設) 兵務(特定技能1号·2号) 特定技能1号 特定技能2号 共通(特定技能1号-2号) 特定技能1号 特定技能2号 試験免除等となる技能実習2号 特定技能外国人が使事する業務区分 技能水準及び評価方法等 日本語能力水準及び評価方法等 試験免除等となる技能実習2号 技能水準及び評価方法等 (注) 特定技能外值人が従事する業務区分 技能水準及び評価方法等 日本語能力水準及び評価方法等 順裡 作業 防水施工 シーリング防水工 事作業 国際交流基金日本語基礎テスト コンケリート圧活施 コンケリート圧速工 日本語能力試験(N4以上) 推护 保护作用 休工 模造物鉄工作業 建築金額作業 建設分野特定技能1号 評価試験 (鉄塔施工) 24 国際交流基金日本活基礎テスト 領域宣誓作業 鉄筋施工 鉄筋組立て 技能検定3級 (鉄施施工) 平均接 日本語能力試験(N4以上) 20.00 中自動溶技 建設分對特定技能2号 評価試験 (鉄斯施工) 【特定技能2号】 鉄筋施工(複数の建設技能者を指導しながら、鉄筋加工・耐力での作業に従事し、工程を管理) 放能検定1級 (鉄筋施工) 国際交流基金日本活基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)

表達(物定は数1号・2号) 物定技能外部人が従来する業務区分 に対しては、一点では、10号ので	建設分野粉支技施1号 用等級額 (利差十上打) 提売收益2種 (例後在上打集工)	特定技能1号 日本語能力水率及び評能力法等 运幣交流基金日本活基礎テスト 日本語能力試験(74以上)	対数党指帯となる対象変習29 数据 作業 カストランスを カストランスを カストランスを カストランスを カストランスを カストランスを カストランスを カストランスを カードとよりてよう カーアンスを を を を の の の の の の の の の の の の の	別表の-1(接致) 物定技能2号 技能か享かび評価力正等 (国) (国) (国) (国) (国) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日	高濃(特定技能1年-2年) 可収用を対象が使用する実施的 (位で開発でする。 では、対象が対象が表現していません。 の場合のでする。 の場合のでする。 の場合のでする。 の場合のでする。 の場合のでする。 の場合のでする。 の場合のでする。 の場合のでする。 の場合のでする。 の場合のでする。 の場合のでする。 の場合のでする。 の場合のでする。 の場合のでする。 の場合のでする。 の場合のでする。 の場合のでする。 ののです	技能水準及び評価方法等	将定域能1号 日本活動力が奉及び終係力活等		対象6-102 特定技能2年 対数点を多りが研究力量等 に対するとは、1950年の に対する
英邁(物定技能1号-2号) 物定技能外級人分仅要する業務区分		特定技能1号 日本道能力水率及び評值方法等	試験免謝をよる状態実置2号 機関 作業 デクスキッシュ デセンドエネ	別表6-1(建設) 等定接走2号 技能本身為订单依为法等 (注)	高濃(等定技能(等・2号) 特定技能の無人が定事する業務点の (等さま能)等。 イベイフル・設定機能を対象、影響 も勢力なが、電視機能は、高速機能 に表現機能は、高速機能は、高速機能 を実施なる様態にある。	技能や事及び呼吸方法等 建立が等等とは数1号が高数数19イクラインを 単数数12年後に2006/2009	转定技能1号 日本語彙力水单及び發電力速等	以勤党加考2なら技能減冒2号 職種 写集 円均及を含金素	別表6-1 等定技能2号 技能水準及び評価方法等
【特定技能1号】 要該 指導者を指示・監督を受けな がら、理解下端の顕微・要能の強付 け等の作業に従事)	建設分野等定技能1号 評価試験 (内級性上げ)	国際交流基金日本語基礎テスト	カーペット系 戻仕上げ工事 内装仕上げ施工 個製下地工事 ボード仕上げ工事		团。 東東大阪管理小師の計画が上記中)	経過機定線(海軍空見勝物器落在) 経過機器 特定性線の在態機能に係る制度の運用に関す 力力的の一規度第二ついて(中和44日月30日 製造が13117時期の機能がある場合を 施設が13117時期の機能が必要がある。 支配を分割が1317時期の機能が必要がある。 大型と対する機能がある。 大型と対する機能がある。 大型と対する機能がある。 大型と対する機能がある。 大型と対する機能がある。 大型と対する。 大型とが、 大型とが 大型とが 大型とが 大型とが 大型とが 大型とが 大型とが 大型とが	国際交流基金日本語基礎テスト 支柱	建築新会 タ外板会参差 タ外板会参差 水東文気調和機 溶液工作業 建築配管作業 ブラント配管作業	

l	l					
						別表6-1(建設)
		共通(特定技能1号·2号)		特定技能1号	試験免除等となる技能実習2	特定技能2号
		特定技能外面人が従事する業務収分	The state of the s	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2 機種 作業	号 技能水準及び評価方法等 (注)
		【特定技施1号】 とび(指導者の指示・監督を受けな	建設分野特定技能1号 評価試験 (とび)	国際交流基金日本語基礎テスト		
		【特定技能1号】 とび指導者の指示・影音を受けな がら、保設の建築物、資料、土止め 及び地震、躯体工事の組立て叉は 解体等の作曲に従事)	技能検定3億 (とび)	日本語能力試験(N4以上)	हर्छ हर्छ	
		【特定技能2号】 とび、複数の建設的を設定を各指導した から、但数の建築物、週間、土土め 及び地域、単係工事の船立て又は 報体等の作家に従事し、工程を管 機			//	建設分野特定技能2号 評価試験 (とび) 技能機定1機 (とび)
		【特定技術1号】 設落大工(作得者の指示・監督を受けながら、建築物の製体、部品、部 材等の製体、能立て、取り付け等の 作業に定等。	建設分野特定技能1号 評価試験 (建築大工) 技能検定3種 (建築大工)	国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)	建築大工 大工工名	
		【特定技能2号】 連絡大工(機動の建設技能密差限 導しながら、進施かの躯体、振品、 部材等の条件、指立て、取り付け等 の作業を上、工業を開発			//	建設分對特定技能2号 所種試験 (建築大工) 技能検定1億 (建築大工)
					//	(建聚大正)
		共通(特定技能1号-2号)		特定技能1号		別表6-1(建設) 特定技能2号
					試験免除等となる技能実習2	
		特定技能外国人が従事する業務区分		日本語能力水準及び評価方法等	敬禮 作業	技能水準及び評価方法等 (注)
		【特定技能1号】 配管(発展者の指示・数量を受けながら、配管加工・組立て等の作業/に 従事)	建設分野特定技能1号 評価試験 (配管) 技術機定3機 (配管)	国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)	建築配管 配管 プラント配	
		【特定技能2号】 配管(無数の建設技能者を指導しな がら、配管加工・組立て等の作業に 従事し、工程を管理)	/		//	建設分野特定技能2号 沙區試験 (建築記書)
						技能模定1級 (配管)
		【特定技能1号】 開発配金 指導者の指示・監督を受 けながら、接受者の内温: 内壁 : 天 并等)、外級 (外級 産助、部立、 等)、(命心を置向内外条材の加工、 取り付け スはタラか合脈作・取り付け 等の作業に及うか	建設分野特定技能1号 評価試験 (建築板会) 技能機定3版 (建築板会(内外装板会作業))	国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)	ダクト担当 建築相会 内外装板	
		【特定技能2号】 遠隔板全後数の建設技能者を指 導しながら、運動物の内面(内壁 火井等)、外級(外壁、屋根、耐心い 等)、ほる金融図内外架材の工 取り付い又はダラかの動作。取り付け 物の作業に受きた。工程を開か				建設分野特定技能2号 污错試験 (建築报金) 技能施定1級 (建築医仓內外接板金作 重一岁外板仓作量))
		【特定技能1年】 保証保施(特慮者の指示・監督を受けながら、小規則登録、方達所建設 住、動力設備又は燃料工業・化学 工業等のも推定側の保証保施工事 作業に記事	建設分野特定技能1号 評価試験 (保温保含)	国際交流基金日本語基礎テスト 日本語相力試験(N4以上)	熱地線施工 保温保冷3	

			WASHINGTON TO THE RESERVE OF THE PERSON OF T			別表6-1(建設)
	共通(特定技能1号-2号)		特定技能1号			特定技能2号
	特定技能外側人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となるi 機権	技能実習2号 作業	技能水準及び評価方法等 (注)
	【转定性能2号】 使温度所"被要应键监技能老毛指 得几本场。冷静网接受,冷准冷战 锐低、魅力恐症以往燃料工業。也 学工業等の各种效益の处置使冷工 亳作室に従事儿、工程を管理)					建設分野特定技能2号 評価試験 (保温保治) 技能検定1服 (熱絶緩密工(保温保治工事 作業))
	【特定技能1号】 次付ウレタン新聞(指導者の指示・ 監督を受けながら、次付ウレタン断 終工事等作業及び使造工事作業に 従事)	建設分野特定技能1号 評価試験 (安付ウレタン断器)	国際交流基金日本活基礎テスト 日本活能力試験(N4以上)			
	【特定技能2号】 申付ウルシを指し、 を合権導しながら、申付ウルシン指摘 工事等作業及び関連工事作業に従 等し、工能を管理)					建設分野特定技能2号 原復試験 (依付ウレタン服務) 技能検査1歳 (熱砂羅第工(依付け接質ウ レタンフォーム服務工事作 業))
	【特定技能1号】 海洋土木工(指導者の指示・監督を 受けながら、水態級域、水上で行う しゅんせつ及び構造物の整件・築造 等の件業に収事)	建設分野特定技能1号 評価試験 (海洋土木工)	国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)			
	【特定技術2号】 海洋土木工(機動の建設技能者を 指導しながら、水脈後域、水上で行 うしかんせつ及び精造物の製作・袋 前等の作業に従事し、工程を管理)					建設分野特定技能2号 原任試験 (指洋土木工)
	(注1)試験の合格に加えて、実務経 (注2)様了した技能実習2号の職種 も免除される。	8要件(建設環場において複数の) 作業の種類にかかわらず。技能実	建設技能者を指導しながら作業に従事し、工 習2号を良好に修了した者は、国際交流基	一種を管理する者(班長) 金日本語基礎テスト及び	としての実務経 プロ本語能力試	験)が課せられている。 験(N4以上)のいずれの試験
			*			

1	別表6-2					
		試験区分 建设分野物	   別表 6 - 2   別表 6 - 2			
		業務区分 型枠施工				別表 6 - 2
		業務の定義	指導者の指示・監督を受けながら、コンクリートを打ち込む型棒の製作、加工、組立て叉は解		f定技能 I 号評価試験(土木)等	
			体の作業に従事	業務区分 土木		
		主な業務内容	①基準墨出し、型枠組立用墨出し、躯体・仕上げ用墨出し	業務の定義	指導者の指示・監督を受けながら、土木施設の新設、改築、維持、	修繕に係る作業等に従事
			(2)股枠下ごしらえ・加工、型枠パネル製作			
			③特殊型枠、PC 製枠製作	主な業務内容	① 型枠施工	
			①股枠・型枠パネル組立て、特殊型枠・胴製塑枠等組立て、PC 版取付、鋼製デッキ等取付		② コンクリート圧送	
			⑤限枠用足場・支保工足場組立で		③ トンネル推進工	
			⑥・腹棒縮付け・固定、型棒支保工設置		④ 建設機械施工	
			①コンクリート打設合番		\$ ±I	
			⑧型枠・型枠バネル解体、特殊型枠・鋼製型枠等解体		⑥ 鉄筋施工	
			⑨型枠支保工解体、型枠用足場・支保工足場解体		② とび	
			300 - 100 -		⑧ 海洋土木工	
		想定される関連業	①型枠数單模算		⑨ その他、土木施設の新設、改築、維持、修繕に係る作業	
		粉	②躯体図(コンクリート図)、型枠施工計画図、型枠支保工計画図、型枠支保工計算書類等作成・	想定される関連業	① 原材料・部品の調達・搬送	
		000	読図	<i>8</i> 5	② 機器・装置・工具等の保守管理	
			(3)型棒加工圈、加工帳作成・読図		③ 足場の組立て、設備の掘り起こしその他の後工程の準備作業	
			①型停資機材積算、発注		④ 足場の解体、設備の埋め戻しその他の前工程の片付け作業	
			⑥鉄骨健方・構造用集成材建方精度管理		⑤ 清掃・保守管理作業	
			⑥資機材整理、小運搬、資機材傷重		⑥ その他、主たる業務に付随して行う作業	
			<b></b>			
			(8)その他、聖粹施工業務の実施に必要となる安全衛生作業(点検、整理整頓、清掃等)			
		使用する主な薬	①コンクリート型枠用合板、合板パネル、刺製型枠、樹脂製、 型枠、システム型枠、型枠用卵			
		材 - 材料	製デッキ、剥離剤等			
			②而木、目地棒、欠き込み材、桟木、端太角、トンボ端太			
			③各種緊結材・固定材			
			セパレータ、Pコン、ホームタイ等総付け企物、網管、ターンパックル、チェーン、根がら			
			み、クランプ、釘、ビス			
			①各種支保工			
			パイプサポート、枠組足場、支柱等			
			⑤各種打込資材・金物類			
			インサート、スリーブ、タラップ、アンカー類、耐震スリット、新熱材等			
		使用する主な機	DATE			
		A-11-1-12-13-13-13-13-13-13-13-13-13-13-13-13-13-	型枠ハンマー、手架、ホームタイ団し、ラテエット、セパレータフック、番線カッター、パー			
		and months about	た、大バール			
			②単出し機器			
			墨のぼ、下げ振り、さしがね、スケール、トランシット、レベル、ライン・ポイントレーザ			
			乗りは、下げ扱う、さしかね、スケール、ドラッシッド、レベル、ライン・ポインドレーサ 一、レーザーレベル			
			②電動工具			
			COMMON TO SERVICE STATE OF THE			

	インパクトレンナ、電気ドラル、病等用丸のご盤、可酸水、丸のご盤、到打も機、コンプレッサー、東上ドウム (小型環間	

92	別表6-3		
92	別表6一3		
		频表 6 - 3	別表 6 - 3
		SOMEON ASSOCIATED ALLACINES ALLACINES OF THE PROPERTY OF THE P	
		が構な分 建設分野物を技能 1 号評価が験 (左官)又は技能物を3級 (左官) 業務区分 建築 業務区分 左官	
		無数の中級 指揮者の指示・影響を受けかぶら 黒山上作業 女領下地に吹じか除り作業 (マメントボルカ	の新築、増築、改築若しくは移転又は修繕若しくは
		・ 機能性に係る作業等に従事 ・	
		主な業務内容 ①壁塗り ②左宮	
		正な無例が日 (カングリート日送	
		③コンクタート面金属の仕上げ	
		⑤重由し ⑤生工	
		根定される関連業 ①創定	
		高 ②各種問題の親国 ②教務職手	
		②左右作業用機械の保守者相 ③発生	
		(3.00年) (3.00年) (3.00年)	
		<ul><li>⑥3番号</li></ul>	
		①その他、左官高帝の実施に必要となる安全衛生作業(点検、整理整頓、清掃等)	
		意味事収金	
		使用する主な素 材・材料 関係表現的状、減水剤、防水剤、飼料、骨材、砂、パーフイト、パーミキュフィト、種石、水	<b>ノ                                      </b>
		Marine and the second of the s	、以沙牧、移籍、模様音义は係る作業
		報源技術、アミ、ファンユモット、現前行作科、現前日本メントモルタル、取前日内賞フフス ター 他	
		使用する主な機 副出し用具、定規、ボンブ、研修機、ミキサー、マゼラー ② 足嫌の組立て、設備の報としその	かの後工程の準備作業
		城、京徽、工具等	
		① 清掃・保守管理作業	
		⑥ その物、主たる業務に付額して行う作	4
93	別表6-4	別表 6 ~ 4	
		<b>以親以分 建設分野特定技能 1 号拝伽以験(コンクリート圧送)</b>	別表 6 - 4
		重商区分 コンクリート圧送 試験区分 建設分野特定技能:1号評価試験 (フイフフイン・設備) 業務の支援 応導者の指示・監督を受けながら、コンクリート等をコンクリートボンプを用いて機能物の所定の型仲内等に圧 業務区分 フイフフイン・設備	, <u> </u>
		※・配分する代章に従事	、ガス、水道、電気その他のライフライン・設備
		の整備・設置、変更又は修理に係る作業等に の整備・設置、変更又は修理に係る作業等に	
		(施送売や物)・返先・物送物(商売中の対核合わ) ①コックラ・トランタコン(印度接受)を持ち ・ 工を実際内容 ・ 工を実際内容 ・ 工を実際内容 ・ 工を実際内容 ・ 工を実際内容	
		(コンクリートゼンブ的時中の特別無所の利用およびその効果を含む) ② 配管	
		② 經承收金 ② 原本收金	l
		<ul><li>④ 保温保冷</li><li>⑤ その他、フイフフイン・設備の整備・設</li></ul>	● 宇宙リナ体側に低え作業
		型定される関連業 ①コンクリートポンプ等の保守管理 型定される関連素 ② 原材料・部品の同連・搬送	A AAAAが他に示り仕来
		春 ②コンクリートゼンブルの選転 ③その他、コンクリート圧送業務の実施に必要となる安全権生作業(点性、整理整頓、清掃等) 荷 ② 機器・装置・工具等の発守管理	
		②その他、コンタリート圧出業等の実施に必要となる安全権主作業(点数、整理整備、資格等)  ② 及場の始近で、政策を開き起ことその他	>後工程の準備作業
		使用する主な素 ①先送り材 (水・サメントペースト・モルタル・圧退用を行前など) ④ 足場の解体、設備の類の戻しその他の前	
		付・付料 ①生コンタリート (グディー・(クストコンタリートおよびその他の生コンタリート) ②項コンタリート (現所・企成制 ) ②項目 ・ (日本 ・	
		② その他、主たる業務に付給して行う作業 使用する主会機 ①機械、設備等	
		枝、設備、工具等 コンクラートポンプ (交置式・トレーフ式)、コンクラートディストリビュータ、輸 送者 (信者、ペント者、テーパ者、変更者、分数者、分配者等)、ジェイント、ドゥキングホース、先規ホー	
		ス、ストップパルブ、輸送管洗浄用スポンジ・クリーナ類、配管支持機材および硬面材、落下防止装置(安	
		全ワイヤなど)、コンプレッサ、水ポンプ、油圧シャッターバルブの油圧発生装置、発電機 ご電工具等	
		・ 一・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	

94	別表6-5					
				別表 6 - 5	SPECIAL MARKANIA	所在技能 2 号严值試験 (土木)等
			試験区分 难股分野年	特定技能1 号評価試験(トンネル推進工)		付た収配 2 写計 興和級(工木)等
			業務区分 トンネル	<b>数据工</b>	業務区分 土木	
			業務の定義	指導者の指示・監督を受けながら、地下等を額別し管きょを構築する作業に従事	業務の定義	複数の建設技能者を指導しながら、土木施設の新設、改築、維持、修繕に係る作業等に従事し、 工程を管理
			主な業務内容	①立坑の築造、埋戻し	主な業務内容	① 型枠施工
				②地上設備・坑内設備の設置、撤去		② コンクリート圧送
				②無利		③ トンネル推進工
				④管きょの敷設 (撤去・更新・改築を含む)		④ 堆散機械施工
				⑤細削土の処分		
				⑥コンクリート構造物の築造		⑤ ±I
						⑥ 鉄筋施工
1			想定される関連業	①路面の覆工		① Łư
1			務	②調査(地下埋設物、地上変状等)		⑧ 海洋土木工
				③地盤改良		⑨ その他、土木施設の新設、改築、維持、修繕に係る作業
				<b>①解装</b>	想定される関連業	① 原材料・部品の調達・搬送
				⑤その他、トンネル推進工業務の実施に必要となる安全衛生作業(応検、整理整額、清掃等)	務	② 機器・装置・工具等の保守管理
						③ 足場の組立て、設備の掘り起こしその他の後工程の準備作業
			使用する主な書	<b>御材、生コンクリート、モルタル、御矢板、ライナーブレート、坑口金物、管材料(鉄筋コン</b>		④ 足場の解体、設備の埋め戻しその他の前工程の片付け作業
			材・材料	クリート管、網管、グクタイル鋳鉄管、塩化ビニル管、複脂材 等)、セグメント、人孔、緩衝		⑤ 清掃・保守管理作業
				材、作売材、裏込材、排材、薬剤、セメント、砂、砕石、アスファルトコンクリート、型枠材、		⑥ その他、主たる業務に付随して行う作業
				足揚材、覆工板、木材、鉄筋 等		,
			使用する主な機	①機械		
			被、股備、工具等	クレーン、高所作業率、パワーショベル、クラムシェル、水中ポンプ、ジャッキ、銀削機、ミ		
				キサー、グラウトポンプ、吸引装置、スラリーポンプ、土砂圧送ポンプ、ベルトコンベヤ、ズ		
				リトロ、土砂パケット、パッテリーカー、ポーリングマシン、水槽、電気溶接機、発電機、パ		
				イブレーター、ウインチ、送風機、タンピングランマー、プレートコンパクター 等		
				②穀傷		
				網連設備、ジャッキ及び関連設備、土砂搬送設備、泥水処理設備、水処理設備、注入設備、送		
				風股傷、軟条股傷 等		
1				②工具等		
				スパナ、レンチ、チェーンブロック、レバーブロック、ワイヤーローブ、玉掛け用ローブ、ガ		
				ス切断機、スコップ、ハンマー、糖、ハッカー 等		
				<b>④その他</b>		
				測量機器、ガス濃度測定器 等		
	1					

95	別表6-6						
						,	
				1			別表 6 - 6
			別表 6 - 6			已技能 2 号評価試験(建築)等	
			分野特定技能1号評価試験(建設機械施工)		業務区分 建築		
		業務区分 建設		1		複数の建設技能者を指導しながら、建築物の新築、増築、改築若しくは移	板又は修繕若しくは
		業務の定義	指導者の指示・監督を受けながら、建設機械を運転・操作し、押土・整地、積込み、掘削、締 固め等の作業に従事			模様特に係る作業等に従事し、工程を管理 ①型枠施工	
			<b>関の引の仕事に関す</b>			②左官	
				1		③コンクリート圧送	
		主な業務内容	①維設機械の走行操作 ②押土・整地(押土、巻出し盛土、敷土(聚土)、伐開除根、岩石の移動・除去、埋戻し)			④屋根ふき	
			②相前・運搬、相込み			\$±I	
			①掘削・法面の仕上げ			<b>⑥鉄筋施工</b>	
			③締囚め(盛土・路盤・フィルダムの締囚め、アスファルト舗装の転圧)			<b>②供筋靴</b> 手	
			⑥杭基礎作業(杭の維込み・打設・埋込み)			⑧内装仕上げ	
			②現場打ち基礎作業(障害物の除去、汚水ブラントの設置、鉄筋かご加工場設置、機械器具の			<b>①表装</b>	
			運搬・組立て)			®とび	
			③切断・穿孔(アスファルト・コンクリート・福岩孔・静的破砕孔・ロックポルト孔・アンカ			<b>围维集大工</b>	
			一孔の穿孔、ロックボルト・アンカーの挿入)			区建築板金	
			③重量物の掲重運搬配置			<b>②吹付ウレタン断熱</b>	
		Michigan T Mil	回維設機械の保守及び整備 ************************************	1		母その他、建築物の新築、増築、改築若しくは移転、修繕、模様替又は係	る作業
		想定される例:	業 ①建設機械施工管理 ②建設機械の大型トレーフ等への積載及び移送			① 原材料・部品の調達・搬送	
		69	②杭打も機の解体・組立			②機器・装置・工具等の保守管理	
			①五掛け			③ 足場の組立て、設備の掘り起ニしその他の後工程の準備作業	
			③土工作業 (対象職種・作業に係る手作業の部分)			④ 足場の解体、設備の埋め戻しその他の前工程の片付け作業	
			⑥杭打設後の杭穴の埋戻し			⑤ 清掃 - 保守管理作業 ⑥ その他、主たる業務に付随して行う作業	
			②その他、建設機械施工業務の実施に必要となる安全衛生作業(点検、整理整領、清掃等)			<b>少 その他、主たも乗物に行題して行う作業</b>	
				]			
			兼 顕管杭、P C杭、外穀顕管付きコンクリート杭(S C杭)、突起(リブ)付き顕管、ベントナイ				
		材 - 材料	ト、コンクリート、鉄筋、アンカー、ロックポルト				
		使用する主持	機 ブルドーザ、モータグレーダ、トラクタショベル、油圧ショベル(バックホウ)、ローラ、杭打				
		械、设備、工具	ち機と杭打ち作業装置、掘削機、水中ポンプ、ベントナイトミキサ、表層ケーシング、スラッ				
			シエタンク、溶接器、トレミー管、スタンドパイプ、コンクリートカッタ、ワイヤーソ、ドリ				
			ル、クレーン、測量用機器、施工用各種試験機、建設機械の付属品、点検・整備用器工具				
				]			
1							

96	別表6-7	
		議職区分 知政分野特定技能 2 号評価以続 (フイフフイン・設備) 等 業務区分 フイフフイン・設備 関係の定義 複数の建設技能者を指導しながら、電気通信、ガス、水重、電気その他のフイフフイン・設備 の影響・設置、変更又は簡単の作業等に従事し、工程を管理 ① 配管 ① 建築物金 ② 保護 ③ その他、フイフフイン・設備の影響・設置、変更又は簡単に係る作業 一般できれる関連事業 の 影響・装置・工具等の保守管理 ③ 足場の能定と、設備の限り配としその他の地工程の準備作業 ④ 足場の解析と、設備の関連をしてもの他の単正程の準備作業 ③ 影響・保守管理 ③ 活体・保守管理 ④ その他、主たる重視に付該して行う作業
97	別表6-8 別紙6-9 別紙6-10 別紙6-11 別紙6-12 別紙6-13 別紙6-14 別紙6-15 別紙6-15 別紙6-16 別紙6-17	(削除)

	別紙6-18		
	別紙6-19		
98	分野参考		
	様式第6-1		
	様式第6-1 号	を設分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書 出入国在留管理庁長官 殿 特定技能所属機関 耳、名文は名称 住 別	分野参考様式第6-1号 (特定技能所属機関)  建設分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書  出入国在留管理庁長官 殿  特定技能所属機関 氏名又は名称 住 所 特定技能外国人 氏 名 性 別 国籍・地域 生 年 月 日 記  建設分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。 「実約事項」 1、1号等定技能外国人(出入国管理及び難民認定法(明和26年政令第319号)別決署1の2の表の特定技能分配した。「対した「会」が対したいう。以下同じ、」を備用でも外間入後いう。以下同じ、」を備用でも外間入をいう。以下同じ、」を備用でも外間入をいう。以下同じ、」を備用でもからこと。 2、2。今等定理機外国人(組入国管理及び難民認定法(明和26年政令第319号)別決署1の2の表の物定技能からに指導的(周末の物定技能の項の下側前)が自然に応わらいに限ら」をもって在留する時間人という。以下のじに対し、をもって在留する時間人という。ともって信留する時間人をいう。とものでは関係(周末の物定技能の項の下側前等)に係ららいに限ら」をもって在留する時間人という。とのでは一点を通信に対して、国際人国人へ関係する手に係ららいに限ら」をもって在留する時間人という。とのでは、国際人国人へ関係である。対しまままままままままままままままままままままままままままままままままままま

99	分野参考		
	   様式第6-2		
	号		分野参考様式第6-2号 (特定技能所屬機関)
		分野参考様式第6-2号(特定技能外国人) 年 月 日	建設分野における2号特定技能外国人特定技能雇用契約の 相手方となる本邦の公私の機関の基準に関する誓約書
		2 号特定技能外国人に求められる実務経験に係る申告書	出入国在留管理庁長官 殿
		出入国在留管理庁長官 殿	特定技能所属機関
		申請者	氏名又は名称 住 所
		氏名 性别	2号特定技能外国人
		国籍・地域	氏 名 性 別
		生年月日	国籍・地域 生 年 月 日
		建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針に規定する2号特定技能外国人に求められる実務経験については下記のとおりです。	起
		龍	嫌設分野における上記の2号枠定技能外国人を受け入れるに当たり、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が以下の基準をいずれも満たしていることについて誓約します。
		① 申請する業務区分 (別紙より選択)	【 智約事項】 1. 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けていること。
		② ①で選択した業務区分に対応する建設キャリ	2. 建設キャリアアップシステム (一般財団法人建設業提興基金が提供するサービスであって、当該サービスを利用する工事現場における建設工事の施工に従事する者や建設業を営む者に関する情報を受験し、又は蓄積
		アアップシステムの職種の就業日数 (職長+班 長)	し、これらの情報について当該サービスを利用する者の利用に供するものをいう。)に登録していること。
		③ ①で選択した業務区分に対応する建設キャリ	3. 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基
		アアップシステムの職種の就業履歴数(職長+	づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件(平
		班長) (注意)	成31年3月15日 国土交通省告示第357号)第10条の登録を受けた法人又は当該法人を構成する建 設業者団体に所属し、同条第1号イに規定する行動規範を遵守すること。
		1 2号特定技能外国人の業務区分に対応する建設キャリアアップシステムの能力評価	
		基準のある職種(以下「CCUS 対応職種」といいます)及び各職種に必要な就業日数、下記2と3で求めている表示画面の写しの添付については、国土交通省ホームペ	(注1) 誓約事項に1つでも該当しなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。
		ージをご確認ください。 https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_00011	(注 2) 智約事項 1 について、建設業法 (昭和 24 法律第 100 号) 第 3 条第 1 項の許可を受けていることを証
		8.html 2 ②は、①で選択した CCUS 対応職種についての就業日数 (職長と班長の合計) を	する書類を添付すること。
		建設キャリアアップシステムの技能者情報に基づき、就業日数(職長+班長の合計)	(注3) 蟹約事項2について、特定技能所属機関になろうとする者の建設キャリアアップシステム申請番号
		が実務経験に必要な就業日数以上であることを確認して記載すること (記載例:1年 (215日) 以上)。また、同システムにおける表示画面の写し (就業日数 (職長及び	又は事業者 I Dを明らかにする書類(登録後に送付されるハガキ又はメールの写し)を添付すること。
		班長)が分かる画面に限る)を別添として添付すること。	作成年月日 年 月 日
		3 ③は、①で選択した CCUS 対応職種についての就業履歴数(職長と班長の合計) を建設キャリアアップシステムの技能者情報に基づき、就業履歴数(職長+班長の合	作成責任者
		計)が実務経験に必要な就業履歴数以上であることを確認して記載すること(記載	
		例: 215 以上)。また、同システムにおける表示画面の写し(就業履歴数(職長及び 班長)が分かる画面に限る)を別添として添付すること。	

100	分野参考		
	様式第6-2		
	号	別紙	
	号(別紙)	型枠施工 左音 コンクリート圧送施工 トンネル推進工 建設機械加工 土工 鉄筋施工 内液化上げ 表装 とび 建築大工 配管 連築板金 保温保冷 海洋土木工 屋根ふき 電気通信 鉄筋秘手 吹付ウレタン断熱	

101	分野参考		
	様式第6-3		
	号	分野参考様式第6-3号(特定技能所属機関) 年 月 日	分野参考媒式第6-3号(特定技能外国人)
		To 102 0000	年 月 日
		1号特定技能外国人受入報告書	2 号特定技能外国人に求められる実務経験に係る申告書
		地方整備局長 北海道開発局長 殿 所在地 名 称 代表者の氏名	出入国在留管理庁長官 順 申請者 氏名 性別 国籍・地域 年年月日
		1 号特定技能外国人を受け入れましたので、出入国管理及び離民認定法第7条 第1項第2 号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1 号特定技能外国人 支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特合時に継みて当 該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の第3条第3 項4号の規定に基づき、下記のとおり報告します。	建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針に規定する2号特定技能外国人に求められる実務経験については下配のとおりです。 記
		記	<ul><li>○建設キャリアアップシステムの技能者情報に必要な実務経験が蓄積されている場合</li><li>① 申請する業務区分に対応する職権</li></ul>
		1 建設特定技能受入計画の認定番号	② ①で選択した職種の建設キャリアアップシステムの技能者情報
		2 1号特定技能外国人の氏名 (フリガナ)	に基づく就業日敷(職長+班長) ③ ①で選択した職種の建設キャリアアップシステムの技能者情報
		3 1号特定技能外国人の生年月日	に基づく就業履歴教(職長+班長) (注意)
		4 1号特定技能外国人の性別	1 2号検定技能外国人の業務区分に対応する撮設キャリアアップシステムの能力評価基準のある職種及び各職種に必要な就業日数と就業機匹数、下記2、3で求めている放業日数(職長及び班長や就業施配数(職長及び班長)がわかる表示面面の写しや経歴証明書につ
		5 1号特定技能外国人の国籍	いては国土交通省ホームページをご確認ください。また、能力評価基準のある職種の内、 代表的な職種における業務区分の対応については、分野別運用要領別冊の「第2 特定技 能外国人が有すべき技能未増」を参照ください。
		6 1号特定技能外国人の住居地	https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/tochi_fudousan_kensetsugyo_tk3 _000001_00003.html
		7 1号特定技能外国人の在留カード番号	2 ②が実務経験に必要な就業日数以上(記載例:1年(215日)以上)であること及び②が実務経験に必要な就業履歴以上であることを確認して記載すること。また、②及び③に
		8 キャリアアップシステム技能者 I D	ついては同システムにおける表示画面の写しを爺付すること。
		9 1号特定技能外国人が修了した建設分野技能実習又は特定活動、職種及び作業の名称又は合格した試験	○ 應数キャリアアップシステムの技能者情報に必要な実務延験が蓄積されていない場合 ④ ①で選択した職種の経歴証明書に基づく就業日数(職長+班長) ⑤ ①で選択した職種の経歴証明書に基づく就業履歴教(職長+班長)
		10 上陸年月日	(注意) 3 ②と④の合計が実務経験に必要な飲業日数以上であること及び②と⑤の合計が実務経験 (アグランサール・カー・アン・カー・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・
		1 1 建設特定技能開始年月日	に必要な飲業履歴教以上であることを確認して配載すること。また、②及び③については 同ンステムにおける表示画面の写しを話付し、④及び⑤については別紙経歴証明書を抵付 すること。
		1 2 在留期間満了年月日	

102	分野参考	
	様式第6-3	
	号	別紙
	(別紙)	年 月 日 経歴証明書
		出入国在留管理庁長官
		事業者名 役職名
		氏名
		建設キャリアアップシステム事業者 ID
		下記に示す申請者の建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関 する方針に規定する2号特定技能外国人に求められる実務経験のうち、建設キャ
		リアアップシステムに蓄積されてない 就業日数については下記のとおりです。
		SE
		(1) 申請者       フリガナ
		氏名  建設キャリアアップシステム技能者 ID
		申請する業務区分に対応する職種
		(2) 職長又は班長としての健業日数及び健業履歴数
		就業期間         就業日数         就業履歴数           ①         年月日~         年月日
		② 年月日 日 ③ 年月日 日 日
		会計 日
		※必要に応じ行を追加すること。 ※転職や離職などによって職長、班長として就労していない期間がある場合は、
		<b>就労していた期間ごとに入力すること。</b>
		誓約欄 この証明事項に事実と相違がある場合には、在留資格が取り消されても異存の
		無いことを誓約いたします。
		申請者氏名

103	分野参考		
	様式第6-4		
103		年 月 日 1号特定技能外国人退職報告書 地方整備局長 北海道開発局長 殿 所在地 名 称 代表者の氏名 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技 能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令及び特定技 能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づ き建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で 定める基準を定める件の第3条第3項4号に基づき報告します。 記 1 建設特定技能受入計画の認定番号 2 1号特定技能外国人の氏名 (フリガナ) 3 1号特定技能外国人の任用 4 1号特定技能外国人の性別 5 1号特定技能外国人の性別 6 1号特定技能外国人の住居地 7 1号特定技能外国人の住居地 7 1号特定技能外国人の在留カード番号 8 1号特定技能外国人の建設キャリアアップシステム技能者1D 9 転職 (予定) 先の特定技能所属機関の名称 10 上陸年月日	分野参考様式第6-4号 (特定技能所属機関) 年月日 1号特定技能外国人受入報告書 地方整備局長 地方整備局長
		1 1	1 O 建設特定技能開始年月日 1 1 在留期間満了年月日

104	分野参考		
	様式第6-5		
	号		
		分野参考様式第6-5号(特定技能所属機関) 年 月 日	分野参考様式第6-5号(特定技能所属機関) 年 月 日 1-品格定技能及同人海際組件本
		地方整備局長 北海道開発局長 殿  所在地 名称 (代表者の氏名 1 号特定技能外国人を受け入れましたので、出入国管理及び鞭民設定法第7条 第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人 支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当 該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の第3条第3 項4号に基づき、建設特定技能を終了し、帰国したので下記のとおり報告しま  記 1 建設特定技能を終了した1号特定技能外国人 (1) 1号特定技能外国人の定年月日 (3) 1号特定技能外国人の生年月日 (3) 1号特定技能外国人の性別 (4) 1号特定技能外国人の配留か一ド番号 (6) 1号特定技能外国人の配留か一ド番号 (6) 1号特定技能外国人の帰国先 (8) 帰国理由 3 受入期間  年 月 日~ 年 月 日 ( 年 か月)	地方整備局長 北海道開発局長 殿  所在地名 称 代表者の氏名  出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令の 規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の 長が告示で定める基準を定める件の第 3 条第 3 項 4 号に基づき報告します。  記  1 建設特定技能受入計画の認定番号 2 特定技能外国人の氏名 (フリガナ) 3 特定技能外国人の生年月日 4 特定技能外国人の国籍 6 特定技能外国人の在留カード番号 7 特定技能外国人の建設キャリアアップシステム技能者 1 D 8 転職 (予定) 先の特定技能所属機関の名称 9 上陸年月日 1 0 退職年月日 1 1 在留期間満了年月日

105	分野参考		
	様式第6-6		
	号		
	7	分野参考樣式第6-6号(特定技能所属機関)	分野参考媒式第6-6号(特定技能所属機関)
		年 月 日 建設特定技能継続不可事由発生報告書	年 月 日
		地方整備局長	1 号建設特定技能継続不可事由発生報告書 地方整備局長
		北海道開発局長 殿	地方整備局長 北海道開発局長 殿
		所在地 名 称 代表者の氏名	所在地 名 称 代表者の氏名
		建設特定技能を継続することが不可能となる事由が発生しましたので、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省合及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省合の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の第3条第3項4号に基づきの規定に基づき、下記のとおり報告します。	建設特定技能を継続することが不可能となる事由が発生しましたので、出入国 管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契 約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分 野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基 準を定める件の第3条第3項4号に基づきの規定に基づき、下記のとおり報告し ます。
		記	記
		1 建設特定技能受入計画の認定番号	1 建設特定技能受入計画の認定番号
		2 発生日	2 発生日
		3 発生事由 ( 何産・ 経営悪化・ 不正行為認定・ 実習認定の取消し等・ 行方不明・ 特定技能所募機関と特定技能外国人との間の諸問題 ・その他 )	3 発生事由 ( 飼産・ 経営悪化・ 不正行為認定・ 実習認定の取消し等・ 行方不明・ 特定技能所属機関と特定技能外国人との間の諸問題 ・そ の他 )
		4 発生事由の詳細 ※ 行方不明者の発生の場合は、1号特定技能外国人の氏名、国籍、性別、生 年月日、入国日、キャリアアップシステム技能者1D、行方不明に至る経緯 等について記載する。	4 発生事由の詳細 ※ 行方不明者の発生の場合は、1号特定技能外国人の氏名、国籍、性別、生 年月日、入国日、建設キャリアアップシステム技能者1D、行方不明に至る 経緯等について記載する。
		5 今後の対処方法	5 今後の対処方法

106	分野参考		
	様式第6-7		
	号	分野参考様式第6-7号 (特定技能所属機関)	分野参考樣式第6-7号(特定技能所属機関)
		年 月 日	年 月 日
		建設特定技能受入計画変更申請書	1 号建設特定技能受入計画変更申請書
		地方整備局長 北海道開発局長 殿	地方整備局長 北海道開発局長 殿
		所在地 名 称 代表者の氏名	所在地 名 称 代表者の氏名
		出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の第5条第1項の規定に基づき、建設特定技能受入計画について下記のとおり変更が生じましたので申請します。	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の第5条第1項の規定に基づき、建設特定技能受入計画について下記のとおり変更が生じましたので申請します。
		② 変更内容) ○特定技能所属機関に関する事項	②変更内容) ○特定技能所属機関に関する事項
		変更箇所 変更後 変更前 ① ②	- 変更箇所 - 変更後 - 変更前
		(a)	<b>(</b>
		<ul><li>○1号特定技能外国人に関する事項 別紙のとおり</li><li>※ 変更事項のみ記載すること</li></ul>	<ul><li>○1号特定技能外国人に関する事項 別紙のとおり ※ 変更事項のみ記載すること</li></ul>
		(補足等) ※ 補足が必要な変更内容について、適宜記載すること	(補足等) ※ 補足が必要な変更内容について、適宜記載すること

107	分野参考									
	様式第6-7									
	依式男0一/									
	号	分野参考様式第6-7号	(別紙)			4	分野参考様式第6-7号(別紙)	)		
	( EII &E )	4:	特定技能外国人受入リ	スト (亦重)					1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
	(別紙)	11	7足以肥外国八叉八分	へ ト (友文)			特定技	能外国人受入リスト	、(変更)	
		1 特定技能所属機関に関	する事項			1	1 特定技能所属機関に関する事	呵		
		(1) 特定技能所属機関				6	(1) 特定技能所属機関名:			
		(2) 特定技能所属機関	閉の代表者名:				(2) 特定技能所属機関の代	表者名:		
		2 特定技能外国人に関す	る事項				2 特定技能外国人に関する事項	r		
		TACIABLE I BANGA	特定技能外国人1	特定技能外国人 2	特定技能外国人3		7 付足权能が国人に関する事情	特定技能外国人1	特定技能外国人 2	特定技能外国人3
		氏名 (フリガナ)					氏名 (フリガナ)			
		生年月日					生年月日			
		性别					性別			
		国籍					国籍			
		キャリアアップ・システム技能者					建設キャリアアップ・システム技能者 I			
		ID 従事させる業務					D 業務区分			
		就労させる場所(都道					就労させる場所(都道府県	1		
		府県単位)					単位)			
		計画期間					計画期間			
		報酬予定額 (月額)					基本賃金 (月額)			
		修丁した建設分野技					修了した建設分野技能実習			
		能実習					の職種及び作業		<u> </u>	
		技能実習時の報酬(月					技能実習時の報酬 (月額基 本給)			
		額基本給) 修了した建設特定活					本行) 修了した建設特定活動の職			
		動の職種及び作業					種及び作業			
		建設特定活動時の報					建設特定活動時の報酬(月			
		酬 (月額基本給)					額基本給)			
		母国での実務経験(職					合格した技能試験			
		種及び年数を配入)					合格した日本語能力試験			
		合格した技能試験					※ 1名以上受け入れる場合、必要		する等対応すること。	
		合格した日本語能力					※ 対象外の項目については「-」と ※ 技能実習又は建設特定活動的		が近の金額を記入するニュ	
		試験 ※ 4を以上受け入れる場	合、必要に応じて欄の追加や	側絡レナス気がかナス・レ			※ 合格した技能試験及び日本語			を修了した者は
		※ 対象外の項目について		······· / * * * * * * * * * * * * * * *			記入不要。			

108	分野参考		
	様式第6-8		
	号	分野参考樣式第6-8号(特定技能所属機関) 年 月 日	分野参考様式第6-8号(特定技能所属機関) 年 月 日
		建設特定技能受入計画変更届出書	1号建設特定技能受入計画変更届出書
		地方整備局長 北海道開発局長 殿	地方整備局長 北海道開発局長 殿
		所在地 名 称 代表者の氏名	所在地 名 称 代表者の氏名
		出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技 能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づ き建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で 定める基準を定める件の第5条第2項の規定に基づき、建設特定技能受入計画に ついて下記のとおり軽微な変更をしましたので届出します。	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技 能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づ き建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で 定める基準を定める件の第5条第2項の規定に基づき、建設特定技能受入計画に ついて下記のとおり軽微な変更をしましたので届出します。
		記 (変更内容) 変更箇所 変更後 変更前 ①	記 (変更内容) 変更箇所 変更後 変更前 ②
		③ ④	3 4
		(補足等) ※ 補足が必要な変更内容について、適宜記載すること	(補足等) ※ 補足が必要な変更内容について、適宜記載すること

		/1=>	
109	分野参考	(新設)	
	様式第6-9		
	<del>号</del>		分野参考様式第6-9号(特定技能所属機関) 年 月 日
			1 号建改特定技能受入計画認定取消申請書
			地方整備局長 北海道開発局長 殿
			(特定技能所属機関) 所在地 名 称 代表者の氏名
			出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技 能犀用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づ き建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で 定める基準を定める件(以下「告示」という。)第3条第3項の規定に基づき認定 を受けた建設特定技能受入計画認定の販消しを申請します。
			紀
			1 建設特定技能受入計画認定番号
			2 取消申請を行う理由